

会 議 録 目 次

令和 5 年第 4 回海田町議会定例会（第 1 日目）

令和 5 年 6 月 6 日（火）午前 9 時 0 0 分 開会

日程第 1	会議録署名議員の指名について……………	5
日程第 2	会期の決定について……………	5
日程第 3	諸般の報告	
	①議会報告……………	5
	②行政報告……………	6
	③報告第 3 号 令和 4 年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書……………	7
	④報告第 4 号 令和 4 年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明許費 繰越計算書……………	8
	⑤報告第 5 号 令和 4 年度海田町水道事業会計予算繰越計算書……………	10
	⑥報告第 6 号 令和 4 年度海田町水道事業会計継続費繰越計算書……………	10
日程第 4	一般質問	
	○多田雄一議員……………	11
	○佐中十九昭議員……………	15
	○下岡憲国議員……………	30
	○小田久美子議員……………	48
	○大高下光信議員……………	54
	○石橋京子議員……………	58
	○久留島元生議員……………	70
	○大江康子議員……………	76
	○玉川真里議員……………	86
	（延 会）……………	97

令和5年第4回海田町議会定例会

会 議 録（第1号）

1. 招 集 年 月 日 令和5年6月6日（火）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開 会（開 議） 6月6日（火）9時00分宣告（第1日）

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員（14名）

|     |                |     |         |
|-----|----------------|-----|---------|
| 1番  | 石 橋 京 子        | 2番  | 西 田 誠 一 |
| 3番  | 玉 川 真 里        | 4番  | 小 田 久美子 |
| 5番  | 欠            員 | 6番  | 大高下 光 信 |
| 7番  | 欠            員 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国        | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生        | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美        | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭        | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員（14名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 石 橋 京 子 | 2番  | 西 田 誠 一 |
| 3番  | 玉 川 真 里 | 4番  | 小 田 久美子 |
| 6番  | 大高下 光 信 | 8番  | 大 江 康 子 |
| 9番  | 下 岡 憲 国 | 10番 | 宗 像 啓 之 |
| 11番 | 久留島 元 生 | 12番 | 多 田 雄 一 |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男 |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治 |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に参加した者の職氏名

|   |   |   |     |   |   |
|---|---|---|-----|---|---|
| 町 | 長 | 西 | 田   | 祐 | 三 |
| 副 | 町 | 長 | 山   | 崎 | 真 |
| 教 | 育 | 長 | 佐々木 | 智 | 彦 |
| 企 | 画 | 部 | 長   | 鶴 | 岡 |
| 総 | 務 | 部 | 長   | 丹 | 羽 |

(選挙管理委員会書記長)

|          |   |   |   |     |   |   |   |   |   |
|----------|---|---|---|-----|---|---|---|---|---|
| 福        | 祉 | 保 | 健 | 部   | 長 | 森 | 川 | 雅 | 枝 |
| 建        | 設 | 部 | 長 | 久保田 | 誠 | 司 |   |   |   |
| 教        | 育 | 次 | 長 | 森   | 山 | 真 | 文 |   |   |
| 建        | 設 | 部 | 次 | 長   | 門 | 前 | 誠 | 司 |   |
| 企        | 画 | 課 | 長 | 石   | 田 | 順 | 也 |   |   |
| 企        | 画 | 部 | 付 | 課   | 長 | 山 | 田 | 長 | 秀 |
| 魅力づくり推進課 | 長 |   |   |     | 大 | 村 |   | 隆 |   |
| 財        | 政 | 課 | 長 |     | 吉 | 本 | 真 | 人 |   |
| 総        | 務 | 課 | 長 |     | 中 | 村 | 修 | 介 |   |

(選挙管理委員会書記)

|   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 税 | 務 | 課 | 長 | 松 | 井 | 良 | 哲 |
| 防 | 災 | 課 | 長 | 宮 | 垣 | 将 | 司 |
| 町 | 民 | 生 | 活 | 課 | 長 | 水 | 川 |
| 住 | 民 | 課 | 長 | 中 | 山 | え | り |
| 社 | 会 | 福 | 祉 | 課 | 長 | 杉 | 本 |
| こ | ど | も | 課 | 長 | 下 | 野 | 武 |
| 長 | 寿 | 保 | 険 | 課 | 長 | 岩 | 本 |
| 保 | 健 | セ | ン | タ | ー | 所 | 長 |
| 建 | 設 | 課 | 長 | 早 | 稲 | 田 | 誠 |
| 上 | 下 | 水 | 道 | 課 | 長 | 木 | 村 |
| 学 | 校 | 教 | 育 | 課 | 長 | 小 | 村 |

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

|             |           |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 脇 本 健 二 郎 |
| 主 査         | 戸 成 正 考   |
| 主 任 主 事     | 須 崎 亮     |

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

10. 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

①議会報告

②行政報告

③報告第3号 令和4年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書

④報告第4号 令和4年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

⑤報告第5号 令和4年度海田町水道事業会計予算繰越計算書

⑥報告第6号 令和4年度海田町水道事業会計継続費繰越計算書

日程第4 一 般 質 問

日程第5 第24号議案 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 第25号議案 海田町税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 第26号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 第27号議案 海田町家庭的保育事業等の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 第28号議案 海田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 第29号議案 海田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 第30号議案 令和5年度海田町一般会計補正予算（第2号）

日程第12 第31号議案 令和5年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第13 委員会提出議案第2号 海田町議会議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する

## 条例の制定について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

### 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（桑原）皆さん、おはようございます。本日は大変御苦勞様です。

ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しておりますので、令和5年第4回海田町議会定例会を開会します。なお、本日は、地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。また、本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をしておりますので、御了承ください。なお、議場内が暑くなる場合がございますので、体調管理の面から上着の脱衣を許可しておりますので、あらかじめ御了承ください。

直ちに、本日の会議を開きます。さて、5月19日から21日に行われたG7広島サミットでは、ウクライナ情勢に対する対応やAIの課題などについて意見が交わされ、成果のあるサミットではなかったかと考えております。その中でも、特に印象に残ったのは、核保有国を含めた各国の首脳及びウクライナ大統領の平和記念資料館の訪問でございます。広島から恒久平和のメッセージが全世界に発信され、核軍縮を進める機運が醸成される大きな一歩となったのではないのでしょうか。また、国際的なサミットから海田町内に目を移すと、間もなく7月6日防災の日を迎えます。あの日、子どもの頃から遊び親しんだ海田町の山が崩れ、ふだんは静かな川の流れが轟音を響かせる激流と化し、人々の生活を一変させた豪雨、一日たりとも忘れたことはありません。5年の月日が過ぎようとし、復旧工事は進んでいるものの、その爪痕はまだ残っているところもございます。また、人々の記憶、備えはどうでしょうか。あのような豪雨は何度も来るものではない、今年は大丈夫だなどと油断をしていないかと大変危惧をしているところでございます。雨だけではなく全国的にも地震が多発しており、海田町にも大きな自然災害が襲ってくる可能性があります。地方自治の最大の責務である住民の安心安全を守るための執行部並びに各議員におかれましては、今後、あらゆる災害に備えていただきたいと考えております。この際、町長から発言の申出がございます。これを許します。町長。

○町長（西田）皆様、改めましておはようございます。本日、令和5年第4回海田町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本定例会には、報告4件、条例改正6件、補正予算2件を提出しております。議

員の皆様におかれましては十分に御審議していただきまして、是非とも議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上、本定例会の招集に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○議長（桑原） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第13に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、6番、大高下議員、8番、大江議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から6月8日までの3日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月8日までの3日間いたします。

この際、議長より、議員の皆様及び執行部の皆さんにお願いをいたしたいと思えます。発言される際には的確で分かりやすく、マスクをされている方は声が聞き取りやすいよう、マイクを立ててゆっくりと発言してください。また、議員の皆様におかれましては、質問・質疑に当たっては地方自治法及び会議規則の品位の保持、品位の尊重の規定に十分留意の上、発言をしてください。執行部におかれましては、質問・質疑の内容を十分理解の上、的確で分かりやすい、また漏れのないよう、答弁をいただきたいと思えます。質問・質疑の内容が不明なときには、議会基本条例、会議規則の趣意の確認の規定により、議長の許可を受けて内容を確認の上、答弁をしてください。なお、挙手の際には職名を名乗っていただきますようお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第3、諸般の報告を行います。まず議会報告でございますが、議会の動きとしてお手元に配付をしております3月定例会以降の主なものについて報告させていただきます。

まず、5月22日、町村議会正副議長研修会で上京した際、尾崎川排水機整備の早期の

完成など、町民が安全で安心して暮らせる生活環境を確保するための要望書を地元選出の国会議員に提出してまいりました。

次に、5月25日、広島県町議会議長会において役員の選任が行われ、会長に安芸太田町議会の中本議長、副会長に大崎上島議会の信谷議長が就任されました。なお、前会長であります私は3月31日をもってその任を退きましたが、顧問への就任を要請され、これを引き受けることにしましたので御報告を申し上げます。

なお、常任委員会の調査については実施状況を添付しておりますので、併せて御参照ください。委員会関係資料は議会事務局に保管をしております。必要な方は御覧いただきたいと思います。以上で議会報告を終わります。

最後に、議長より申し上げます。正副議長ほか議員の動きについては、定例会ごとに議会報告として逐次報告をしている案件であり、小耳に挟む話やうわさ話ではございません。執行部におかれましては、その点を十分留意の上、議会軽視と取られる発言をしないよう、注意をしたいと思います。

続きまして、行政報告について、町長より申出がございますのでこれを許します。町長。

○町長（西田） それでは、3月定例議会後の行政執行の状況について御報告いたします。

まず新庁舎整備についてでございますが、現在、内装・設備工事等に加え、外構工事を進めております。7月上旬に竣工の予定であり、その後、防災設備や通信回線等の移設、備品の搬入など、9月19日の開庁に向けて準備を着実に進めてまいります。

続いて、新型コロナウイルス感染症対策については、令和5年5月8日から法律上の位置付けが2類相当から5類へ変更となり、国や広島県の対策本部が廃止となったことに伴い、海田町新型コロナウイルス感染症対策本部会を、同日をもって廃止いたしました。また、ワクチン接種につきましては、令和5年5月8日から65歳以上の方、5歳から64歳までの基礎疾患を有する方や医療従事者等に6回目の接種を行っています。続いて、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者への支援等でございますが、中小企業者等が融資を受けるためのセーフティネット保証関連の申請は、5月31日現在で延べ500件となっております。また、令和4年12月12日から令和5年2月28日まで受付を行った海田町事業継続応援金第4弾給付事業でございますが、最終的に367の事業者に対して給付を行いました。

続いて、災害対策につきましては、4月19日、災害が発生又は発生する恐れのある際

の職員の一連の動きや流れを確認することを目的に、図上訓練を実施しました。次に、5月1日、職員参集体制の確認のため広島県南部で土砂災害や洪水による災害発生の危険度が高まっているという想定で、職員参集電話、メール模擬訓練を実施し、緊急時の連絡体制を確認しました。次に、5月28日、消防団の更なる知識及び技術の習得を目的に、広島市安芸消防署の職員を講師として招き、水防技術習得訓練を実施しました。今年は平年より8日早い5月29日に梅雨入りしたことから、各種災害に対応できるよう、既に資機材や備蓄品の確認など体制整備を行ったところでございます。

続いて、食費等の物価高騰に直面する低所得者の子育て世帯を支援するための子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、令和5年3月分の児童扶養手当受給者など本町で受給資格の確認ができる対象者311世帯の皆様には、5月中に支給をいたしました。

次に、3月19日に開通した一般国道2号東広島バイパス・安芸バイパスについてでございます。町と東広島を結ぶ全線が開通したことを記念し、3月12日にウォーキングイベントが開催され、開通前のバイパスに約2,000名の方々が訪れました。また、3月19日の開通記念式典には、斉藤国土交通大臣をはじめ、約220名の関係者の方々が参加し、開通区間の海田高架橋でパレードが行われました。

次に、国及び広島県に対する要望活動についてでございますが、5月16日に全国道路利用者会議に、5月17日に命と暮らしを守る道づくり全国大会に出席し、広島南道路の整備促進について、広島県選出の国会議員及び財務省主計局へ直接要望をいたしました。

次に、災害危険箇所の点検につきましては、5月26日に広島県と合同で急傾斜地のパトロールを、5月30日から6月2日にかけて町内の道路、河川、急傾斜地などの一斉点検を行いました。

続いて、学校教育、スポーツ振興についてでございます。海田南小学校が、令和5年度子供の読書活動優秀実践校文部科学大臣表彰を受け、4月23日に表彰式が行われました。次に、5月27日に各小学校、6月3日に各中学校において、4年ぶりに全校児童生徒が一堂に介しての運動会、体育祭を実施いたしました。次に、4月29日、第57回織田幹雄記念国際陸上競技大会がエディオンスタジアム広島で開催され、全国高校生選抜の三段跳び、男子・女子それぞれの優勝者に本町から織田幹雄賞を授与いたしました。以上、簡単ではございましたが、行政執行状況の主なものについて御報告いたしました。

○議長（桑原）以上で行政報告を終わります。

続いて、報告第3号、令和4年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書について、町

長より報告を求めます。町長。

○町長（西田）報告第3号、令和4年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書。令和4年度海田町一般会計予算で議決をいただきました旧海田公民館跡地整備事業ほか24件の繰越明許費について繰越計算書を調製しましたので報告いたします。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、議案書1ページをお開きください。報告第3号、令和4年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。令和4年度予算で議決をいただきました繰越明許費に係り、繰越明許費繰越計算書を調製したものを地方自治法施行令第146条の規定により議会に報告するものでございます。1ページから4ページにかけて、款、項ごとに事業名、議決をいただいた繰越明許費の限度額の範囲内で実際に翌年度に繰り越した翌年度繰越額とその財源内訳を、それぞれ記載しております。件数が多くございますので、個別の説明は省略させていただきますが、全体で申しますと、4ページの表の最後に合計を記載しております。合計25件の翌年度繰越額は8億4,878万8,000円でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。本件については、地方自治法施行令第146条の第2項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第3号についてはこれをもって終結します。

続いて、報告第4号、令和4年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（西田）報告第4号、令和4年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書。令和4年度海田町公共下水道事業特別会計予算で議決をいただきました公共下水道整備事業の繰越明許費について繰越計算書を調製しましたので報告いたします。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）それでは、報告第4号、令和4年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御説明いたします。議案書の5ページをお願いいたし

ます。報告第4号は令和4年度補正予算で議決をいただいている繰越明許費について地方自治法施行令146条の規定に基づき、繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。予算科目は事業費の下水道事業費です。事業名は公共下水道整備事業です。既に議決をいただいている繰越明許費の限度額は5,000万円、限度額の範囲内で実際に令和4年度に繰り越した翌年度繰越額は3,200万円です、その財源内訳は記載のとおりでございます。以上で報告第4号、令和4年度海田町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。宗像議員。

○10番（宗像）10番、宗像です。ちょっと確認をかねてお聞きしたいんですが、これ、下水道会計、今年度、もうなくなっています。どういう形で繰り越して、下水道事業会計のほうへ回していくのか、これについてちょっと説明をしてください。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）令和4年度までは特別会計として行っております。その特別会計において繰越明許をかけて令和5年度に移っておるんですけども、この令和5年度というのは特別会計によって繰り越された予算を使うということになりますので、企業会計の令和5年度当初予算には計上されてない別の予算枠ということになります。

○議長（桑原）宗像議員。

○10番（宗像）ということは、企業会計に載ってこない数字というふうに理解していいんですか。実際にこのお金というのはどこでどういうふうに使って、新しい会計で使うのか、その支払い等について、会計がないのに支払いができませんよね、本来であれば。それについてもう一度詳しく説明をお願いします。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）会計自体は確かに令和5年度の企業会計予算ではないので、先ほど申し上げましたように、特会での繰越予算になるんですけども、最終的には企業会計の令和5年度決算のほうで特例的支出という形で御報告をさせていただきますので、最終的には企業会計で使ったよという報告をさせていただくようになります。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。本件については、地方自治法施

行令第146条第2項の規定により議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第4号についてはこれをもって終結をいたします。

続いて、報告第5号、令和4年度海田町水道事業会計予算繰越計算書について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（西田）報告第5号、令和4年度海田町水道事業会計予算繰越計算書について。地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）それでは、報告第5号、令和4年度海田町水道事業会計予算繰越計算書について御説明をいたします。議案書の6ページをお願いいたします。予算科目は資本的支出の建設改良費です。事業名は浄水設備整備事業です。予算計上額は7,590万5,000円で、支払義務発生額は5,398万5,200円です。翌年度繰越額は1,540万円です。繰越額に係る財源内訳は記載のとおりで、不用額は651万9,800円です。繰越し理由は工事の工期延伸のためです。以上で、報告第5号、令和4年度海田町水道事業会計予算繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。本件についても、地方公営企業法第26条第3項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第5号についてはこれをもって終結をいたします。

続いて、報告第6号、令和4年度海田町水道事業会計継続費繰越計算書について、町長より報告を求めます。町長。

○町長（西田）報告第6号、令和4年度海田町水道事業会計継続費繰越計算書について。地方公営企業法施行令第18条の2、第2項の規定により報告するものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。失礼いたしました。訂正いたします。公営企業法施行令第18条の2、第1項の規定により報告するものでございます。訂正しておわび申し上げます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（木村）それでは、報告第6号、令和4年度海田町水道事業会計継続費繰

越計算書について御説明いたします。議案書の7ページをお願いいたします。予算科目は資本的支出の建設改良費です。事業名は国信浄水場改修工事です。継続費の総額は5億5,000万円で、令和4年度継続費予算現額の合計は予算計上額と同額の2億700万円です。支払義務発生額は9,400万円で、翌年度通次繰越額は残額と同額の1億1,300万円です。翌年度通次繰越額に係る財源内訳は記載のとおりです。以上で報告第6号、令和4年度海田町水道事業会計継続費繰越計算書についての説明を終わります。

○議長（桑原）以上で報告を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。本件については、地方公営企業法施行令第18条の2、第1項の規定により、議会に報告すべき義務を町長に負わせたもので、承認案件ではございませんので、報告第6号についてはこれをもって終結いたします。

これにて諸般の報告全てを終了いたします。暫時休憩をします。再開は9時45分。

~~~~~○~~~~~

午前9時30分 休憩

午前9時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第4、一般質問を行います。質問の通告がありますので、受付順に順次発言を許します。12番、多田議員。

○12番（多田）12番、多田です。本日、2点質問をいたします。

まず1点目、庁舎移転後の跡地の利用についてです。新庁舎に移転した後の跡地について、私も含めいろんな提案がございました。その検討の結果はどうになりましたでしょうか。私は再度、西国街道を歩かれる皆さん、日浦山に登られる皆さんの休憩所的な施設、できればカフェなども併設されれば理想でございますが。庁舎や保健センターが移転した後の旧道周辺のにぎわいを保つための施設となると思います。熊野神社と合わせたイベントも可能となります。考えてみてはいかがでしょうか。

2番目、薬物乱用対策。全国的に薬物乱用事件が多発しております。特に、大麻やMDMAなどの事犯が多くなっています。最近の傾向として中学生や高校生が逮捕、補導

される件数が増加しております。由々しき問題です。それと、最近、もう一つの乱用も問題になっています。それはオーバードーズ、いわゆる市販薬や処方薬を多量に飲むことで気持ちがハイになったり、不安や悩みから逃避できると言われて、若者の間で流行しています。国の調査では、高校生の60人に1人はその経験があると言われています。2クラスあれば必ず1人はいるということになります。多量の摂取で亡くなった子どもさんもいます。啓発活動をしていかなければならないのですが、ここで問題なのは、中高生に下手に広報すると、そんなことがあるんだ、と逆に教えてしまうことになりかねないとの心配があります。そこでもっと低年齢の小学生のうちにこのオーバードーズも含め、薬物乱用しない、させない教育が重要になってくると思います。現在も年に1回程度、薬剤師を招いてやっているとは思いますが、より充実した、そして対象を広げた繰返しの乱用防止教室を開く必要があると考えますが、いかがでしょうか。以上2点です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）多田議員の質問の1点目については私から、2点目については教育委員会から答弁いたします。

新庁舎移転後の跡地利用についての質問でございますが、現庁舎跡地の活用案については、休憩施設、高齢者福祉施設や子育て支援施設など様々な御意見をいただいております。今後の関連する計画の策定における施設需要の精査や広島市東部地区連続立体交差事業による周辺環境の変化も想定しながら、引き続き検討をしてまいります。

それでは、2点目の質問については教育委員会から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）多田議員の質問に答弁いたします。薬物乱用防止教室についての質問でございますが、小・中学校学習指導要領に基づき、小学校6年生体育科では薬物乱用の行為は健康を損なう原因となることについて学習しております。中学校保健体育科では心身への急性影響及び依存性について学習しております。また、国からの通知であります薬物乱用防止教育の充実についてにおきまして、薬物乱用防止教室は各学校の学校保健計画に位置付け、全ての中学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて、小学校においても開催に努めることと示されており、小中学校ともに対象学年において年1回、同教室を実施しているところでございます。更に、各小中学校では、

薬物が社会問題化している点を踏まえまして、長期休業前に指導を行ったり、身体測定時などを利用しまして、養護教諭が直接指導したりするなど、様々な機会を通して指導を行っているところでございます。今後におきましても、児童生徒の発達段階に応じて継続的に薬物乱用の未然防止教育を進めてまいります。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）では、再質問いたします。まず1点目の庁舎跡地でございますが、このように、引き続き検討するということなのですが、これ、来年、庁舎が壊されるわけですが、その後のことについて、いつ頃具体的に決められるのでしょうか。その日程はどのようなになっていますか。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（石田）いつまで検討を続けるかという御質問でございますが、当面の利用方針については現庁舎の解体時を一つの目安と考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）解体するまでにある程度具体的なものを出すということでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）町長答弁にもございましたとおり、これまでの全員協議会等で議員の皆様から様々な活用の御提案をいただいております。その提案に対しまして、今後、策定する計画の中で、施設利用も考慮しながら活用方策を検討していくという答弁をさせていただいております。そういった計画等の検討のある程度の方向性が出てから最終的な判断になろうかと思えます。とはいいながらも、庁舎の解体がございますので、そのときは一つの目安になるのではないかというふうに考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）当然、庁舎が解体して更地になったときに、じゃ、何にするかということがある程度決まっていなくて、やっぱり町民の方から、これはどうするんかというのを聞かれたときに私らも困るわけですよ。新庁舎がせつかくできて、庁舎が解体されて、ここで有効利用がなされないということになると、大変、町民の方からも指摘されると思いますので、それまでに具体的な活用策というのが出てくることを期待するんですが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）議員の皆様から複数の活用の御提案をいただいておりますが、それが

引き続き、検討が必要なのか、ある程度、ここではなくてもほかの場所で整理ができるとか、そういった検討が進んだ段階で、これなら現庁舎跡地について御提案いただいたもの、それ以外の活用も検討してもいいのではないかなというようなことになれば、現庁舎の解体を一つの目安として、検討のほうを進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）では、それを目標に頑張っていたきたいと思います。

次に、2問目ですが、確かに今は小学校6年生と中学校で保健体育と体育科で授業のほうで取り上げていただいているというふうに答弁がありましたが、これは養護教諭の先生がやられるのか、それとも体育科の先生がやられるのかどちらなのでしょう。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小村）まず、小学校につきましてですが、これは学級担任のほうで指導を行います。学習内容に応じて養護教諭も指導に加わり指導を行っているところでございます。中学校につきましては保健体育科のほうでございまして、保健体育科の教員のほうが授業のほうを進めてまいります。これも小学校同様、必要に応じて養護教諭も指導に加わります。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）この薬物乱用防止教室を学校保健計画に位置付けて、中学校において1回は開催するというふうに答弁があるんですけど、実際、この薬物乱用教室の場合は、学校薬剤師さんが来られてやられるんだと思いますが、去年、昨年、その前、コロナの関係かと思いますが、ほとんど実施されていない。私、薬剤師さんが防止教室されると、県のほうに報告があって私のほうにも報告があるんですけど、昨年度の場合は、海田町の場合、海田小学校と海田西中学校の2校だったふうに報告が上がっております。この現状においてコロナが落ち着いたということで、今年度からはもう少し充実して、各中学校、海田中学校も含めてやられるということでよろしいのでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小村）学校保健計画のほうには、小学校4校、中学校についても位置付けております。時期につきましては小学校が1月、2月、中学校につきましては10月、11月を予定しているところでございます。実施予定でございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）それが学校薬剤師さんが来られてやられるということでよろしいんです

か。一つ提案なんですけど、我々、薬物乱用防止協議会では薬物見本を所持しております。薬剤師さんのほうにお貸ししておりますので、学校薬剤師さんが学校で薬物乱用防止教室をされる場合は、薬物見本を一応学校のほうに持って行って、子どもたちに現物を見せるということをしてします。是非、それを活用していただいて、今年度については各学校で是非やっていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小村）現在、予定しておる薬物乱用防止教室は学校薬剤師を講師として招き、指導を計画しているところでございます。映像やスライド、御提案いただいているような実物等々を御提示しながら、より専門的な立場からの御指導をいただけるということで、そのように考えているところでございます。

○議長（桑原）多田議員。

○12番（多田）是非各学校で、特に中学校の場合は保健体育で組み入れられているのでやられると思うんですけど、小学校の高学年についても是非お願いしたいと思います。以上、質問を終わります。

○議長（桑原）15番、佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。数点質問をさせていただきます。

まず最初に、安心して子育てができる海田町にということで、0歳児から18歳までの継続した子育て支援、経済的な負担軽減を求めます。質問1、これまで中学生までを対象として2024年1月から子ども医療費助成事業を見直し、中学生まで無料化する方針ですが、高校生世代も保険適用の入院、通院等の無料化を提案いたします。県内でも、国の統一を待たずに高校までが過半数以上となり、所得制限も撤廃をする自治体も増えつつあります。本町でも実施するお考えはありますか、お尋ねをいたします。二つ目の質問で、子ども医療費一部負担金と所得制限を廃止し、そして受診すると1回500円の窓口負担や均等割保険税を免除して負担をなくする自治体も増えつつあります。海田町でも免除の方向で実施するお考えはありませんか。お尋ねをいたします。

続いて、学校給食費を無償にということで、前回に続いて同質問で再提案をさせていただきます。それは全国的に急速に無償化が進んでいるからです。給食は教育であるとの立場に立ち、持続可能な社会を形成し、憲法で義務教育はこれを無償とするとうたっております。学校給食は食教育の生きた教材・食の教科書として、学校教育法でも教育活動の一環に位置付けられています。公教育の機会均等の立場からも居住する地域によ

って、教育費負担に格差を生じさせない学校給食費を無償にすることが求められています。ウクライナ侵攻をきっかけに物価高騰が深刻となり、各家庭も同様ですが、学校給食の内容が変わった、デザートがなくなった等、全国の各地の学校給食の変化が顕著に聞かれます。無償化は切実な願いで、今こそ実施を求めるものです。学校給食への公的補助を強め、完全無償化を求めますが、どのようにお考えですか。お尋ねをいたします。前回の議会での教育長の答弁では、学校給食無償化についての質問は、現在給食費を保護者から徴収しております。1点目の学校給食費無償化は、財源の確保等を考えると困難であり今後も引き続き調査研究を行っていく。2点目の学校給食費無償化を実施したときの費用については、無償化した場合小中学校合わせて毎年度1億5,000万円程度の予算が必要となる、と答弁をされました。調査研究の中で、全国的に急速に進んでいることを踏まえ、どのようにお考えですか。お尋ねをいたします。

続いて三つ目、尾崎川水系浸水予防対策についてお尋ねをいたします。これも前回に続いて質問させていただきます。前回の町長答弁の結論は、排水機増設までの応急的な対応として、国や県が所有する排水ポンプ車の出動を要請するほか、既存水路の改修や町所有のポンプの保守点検及び修繕に努め、尾崎川流域周辺の浸水被害の軽減に努める。なお、二級河川尾崎川水系河川整備計画に基づく進捗率については、広島県から具体的な数字はお聞きしておりませんが、令和4年度に排水機場設置箇所の支障物件に係る解体工事が竣工し、現在、護岸の予備設計を実施中であり、早期完成に向けて努めていると伺っている、と答弁をされました。その後の経過や進捗はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

最後に、海田東地区拠点施設整備基本構想案についてお尋ねをいたします。海田東地区拠点施設整備基本構想案と議会側の海田東公民館再整備特別委員会についてお尋ねをいたします。海田東地区拠点施設整備基本構想素案を2月27日に全協で提案をし、説明を受け、審査及び審議をいたしました。しかし、3月14日の最終議会で、令和5年度一般会計を、2款の総務費、総務管理費を561万円削除し、10款、教育費、社会教育費に修正をし、賛成多数で可決をされました。併せて、発議として決議案を出され、海田東公民館再整備特別委員会設置に関する決議案が提出され、設置されました。海田東公民館再整備特別委員会設置に関する決議案の調査事項は、一つ目には名称、海田東公民館再整備特別委員会、二つ目には設置の根拠、海田町議会委員会条例第4条、三つ目には調査事項、海田東公民館再整備に関する諸問題の調査・研究、4番目には委員の定数、

議員全員で構成する、５番目には調査期限、３に掲げる調査が終了するまで閉会中の継続調査を行う。これは令和５年３月１４日海田町議会としております。それで具体的にお尋ねをいたしますが、３の調査事項では、海田東公民館再整備に関する諸問題の調査・研究に限ります。海田東地区拠点施設整備基本構想案は第５次海田町総合計画・海田町国土強靱化計画・都市計画マスタープラン・立地適正化計画で海田東地区拠点施設整備基本構想の位置付けであります。設置されたこの特別委員会はあまりにも海田東地区の一部分の拠点だけで、海田東地区拠点施設整備基本構想案は調査事項３項から見れば無理があります。それは、町の持続性を高める防災・減災と環境共生の拠点、そして、町の活力を育てる町民の活動・健康・交流の拠点、町の未来を拓く子育て支援と開かれた学びの拠点とし、一つ目には地域コミュニティ、二つ目には生涯学習・青少年育成、三つ目には健康増進・スポーツ推進が抜けております。更に、新たな交通拠点として新畝橋や新駅、総合スポーツ拠点、周辺公共施設、防災・減災対策として機能の強化等があるのに、これから見たら大幅にかい離し、調査事項に該当しがたいと思いますが、どのようにお考えですか、お尋ねをいたします。このことにより、令和５年２月２７日開催の全協の説明資料では、議題２の資料１では海田町東地区拠点整備基本構想素案及び海田小学校及び海田東小学校本館老朽化詳細調査を中心として説明を受けましたし、質疑の中で、そのとき、教育長は待ったなしと発言をされましたが、私は、海田小学校及び海田東小学校の老朽化の対策であるし、複合施設も一つの方法で財源対策も有利であると理解をしております。それは、そのときの財源は単独整備の場合は事業費が約４６億８,０００万円と提示をされました。複合施設の場合の事業費は３２億５,０００万円とあり、一般財源は１４億３,０００万円の減でいろいろ調整をして１２億２,０００万円の節減効果がありましたと説明を受けました。これまでの企画部企画課が財源対策も含め、プランをばらばらにし、海田町国土強靱化計画の補助対象や起債に影響すると思いますが、どのように対応され、どう単独事業を進め、更に海田東公民館再整備特別委員会では部分的に該当しない部分の議題や財源の額の変化があると思います。財源が変わってくるのか、変わってきたらどのように対応し、予定をされていた財源の増減の事業費は幾らになるのか、お尋ねをいたします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）佐中議員の質問の２点目については教育委員会から、それ以外については私から答弁をいたします。

まず、子ども医療費の高校生世代までの無料化と所得制限の廃止についての質問でございますが、対象年齢の引上げと一部負担金の無料化・所得制限の廃止は広島県の福祉医療費公費負担事業費補助金の対象とならず、全額町の負担となるため、継続的に財源を確保する必要があります。まずは、通院の対象年齢を令和6年1月から中学校3年生までに引き上げ、その後の医療費の動向や他の事業費等の見直しを検討し、更なる対象年齢の引上げや一部負担金の無料化については、子育て施策全体の中で総合的に判断してまいります。また、子どもの医療費については、国の責任において全国一律の医療費助成制度を創設されるべきとの考えは変わっておりませんので、引き続き町村会を通じて強く要望してまいります。

次に、国民健康保険税の均等割額の免除については、国民健康保険の県単位化が図られる中で県内の全市町で制度の統一等が進められており、本町独自の免除制度を設けることはできないと考えております。なお、未就学児については、令和4年度より均等割額を半額に軽減するよう国において法改正がされており、引き続き、国の動向を注視してまいります。

続きまして、尾崎川水系浸水予防対策についての質問でございますが、令和4年度に実施した護岸の予備設計に続き、令和5年度は護岸の詳細設計と新設の排水機場に接続する広島市道の拡幅工事を実施する予定であると伺っております。

続きまして、海田東地区拠点施設整備基本構想案についての質問でございますが、1点目については、議会において決定されたことでございますので執行部としての答弁を差し控えさせていただきます。2点目については、事業費やその財源については、計画する建物の規模や内容により大きく変わってまいります。国は、全国的な人口減少等による今後の公共施設の利用需要の変化などを見込み、公共施設の集約化・複合化に対する支援を手厚くしており、そうした制度を活用するほうが町として負担が少なくなっております。こうした町にとって有利な制度を活用しながら、町の東部地区で更なる暮らしやすさが実感できるような施設整備について、議員の皆様と一緒に検討してまいりたいと考えております。

それでは、2点目についての質問は教育委員会から答弁しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原） 教育長。

○教育長（佐々木） 佐中議員の質問に答弁いたします。学校給食費無償化についての質問

でございますが、財源の確保等を考えますと、無償化は困難なことから、今後も国の動向を注視しまして、調査研究を継続してまいります。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）再質問させていただきます。子ども医療費の無料化について、各市町村が実施する医療費の助成は、都道府県がその地域の市町村の補助を行い、市町村が実施する仕組みになっております。厚生労働省の調査の結果からも多くの市町村が都道府県の対象年齢層を拡大して、子ども医療費の助成実施をすることが分かっておりますし、そのように今なっております。広島県内でも、高校卒業まで医療費助成が2023年度で過半数を超えて15市町となります。実施してないのは8自治体で、広島市、福山市、廿日市市、江田島市と安芸郡4町です。しかも、所得制限もなくしつつあります。海田町は入通院を来年1月から中3まで拡大の予定ですが、来年度から実施するよう要求をいたしますが、どのようにお考えですか。お尋ねをいたします。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（下野）先ほど、町長答弁にもありましたように、対象年齢等の引上げ等は全額町負担となり、継続的に財源を確保する必要があります。まずは通院を中学校3年生まで拡大することによる医療費の動向や財源確保のため他の事業の見直し等を検討し、今後、総合的に判断してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）15の市町が行ってますが、財源的に有利な状況じゃないんですね。むしろ悪いんです。いいところがあまりやってない。過疎地を中心にやってますけども、なぜ海田町はそれができないのか。非常に私、率先をしてやるべき。もう残されたのは僅かしかないんですよ。8自治体しかないんですよ。いずれやらなければならない状況にあると思うんです。それで、海田町として安心して受診できる子どもの環境をつくることに関して、町長はどのような認識を持っておられるのかお尋ねします。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（下野）引き続きの答弁になりますが、対象年齢等の引上げ等につきましては全額負担となり、継続的に財源を確保する必要がありますので、来年1月の中学校3年生までの医療費の拡大の動向等を確認しながら総合的に判断してまいります。また、子どもの健康等を守っていく子育てしやすい町という観点におきましては、子育て支援につきましては、子育て支援しやすい町となるよう乳幼児医療費以外におきましても、

ネウボラ事業でありますとか、保育所事業など総合的に取り組んでおるところでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）状況はよう分かります。海田町はネウボラをやったり、他の町よりも優れたところもあります。しかし、国や県の統一した制度は期待できません。むしろ、逆の方向に国は進もうとしております。私が言いたいのは、子ども医療費の無料化、高校生の受診率は低いと思うんですよ。あまり負担とならないと思うんですが、いかがですか。お尋ねをいたします。やってもそんなにお金は必要ないというように考えますが、いかがでしょう。お尋ねします。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（下野）15歳から18歳までに対象年齢を上げた場合の費用負担は年額で約1,000万円の負担増になると想定しております。こちらにつきまして全額町負担ということになりますので、こういった部分も含めて、福祉施策の全体として検討してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）最後に子どもの医療費の問題、これは広島県、県独自の子ども医療費の助成の拡大をやるべきだと。全国的にはそうなんですね。やってないんですよ、広島県は。特に医療制度、18年間も各市町に助成をしていない。他の県はやっているんです。そういう面では県の制度でやらすように働きかける、あるいは要求する、あるいは意見として上げる、このことはどうですか。お尋ねします。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（下野）広島県への要望等につきましては、広島県町村会を通じて、広島県へ対象年齢の引上げを要望するとともに、国へ全ての子どもを対象とした医療費助成制度を早急に創設するよう、現在のところ要望しておる状況でございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）是非、それを実現できるようにお願いをしたいというように思います。

次に、給食費の無料化についてお尋ねをいたします。学校給食の無償化事業は子どもの夢と心身の健やかなる成長を社会全体で応援する取組の一環として、特に教育費の負担が多い学生のいる世帯について負担軽減を図ることで、子育て支援及び教育環境の充実を資することを目的としております。その立場に立てば、支援をするのが当然だとい

うように考えますが、教育委員会としてはどのようにお考えですか。お尋ねします。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）学校給食費の無償化につきましては、教育長答弁にもありましたように、財源等考えますと、年間1億5,000万円程度の負担が増となるというところで、やはり、財源が、まず、確保できるかというところが一番の争点となるというふうに思います。それから、無償化というところでいきますと、1億5,000万円の負担というのはどこから捻出するかというところになりますけども、限られた教育予算の中でそれを捻出していきますと、他の公教育のところで影響が出るということも懸念されますので、国の動向等を注視しながら調査研究を引き続き続けてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）子どもの健やかな成長、心と身体を育むということで、子どもの夢と志と心身の健やかな成長を社会全体で応援をする取組の一環として、特に教育費の負担が多い中学生のいる世帯について負担軽減を図ることが子育て支援及び教育環境の充実、これにもつながる、一番教育の基本の基本だと思うんです。そこに支援をするのが行政の一番のやり方だと思うんですが、その辺は教育長はどのように考えておられるかお尋ねをいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）無償化について決して反対するとかいうつもりはないので、財源確保ができれば無償化はよろしいことだと思うんですよね。保護者の負担も減りますし、今、議員おっしゃったように、子どもの健全発達を考えればそれもあっていいかと思うんですけども、今、義務経費だけ、いわゆる学校教育、社会教育を進めていく上で、必ず必要な経費、それと現代的課題に応じた経費だけ合わせても、財源の限られた中で、それをやっていくのが、まずは精いっぱい状況です。安全・安心を保つ、例えば、空調設備にしても、今は、ないと命を脅かす。あるいはタブレットにしましても、やっぱり現代的課題に必ず応じていかなければならない。今後、タブレットの更新あたりも非常に財源的にも危惧というか、懸念しているところがありますので、今すぐ無償化というわけにいきません。財源確保が、国の支援とかありましたら、もちろんそれはやっていくべきだと思っています。以上です。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）給食の無料化、確かにお金がかかったり、特に動きが激しい中学生、量も多いし、栄養配分も違ってくると思いますけども、しかし、家庭への負担が多いため、非常に格差社会の下で悩んでおられる家庭がある。そうすると、海田町で子育てのそういうしやすい町のキャッチフレーズがもう形骸化してしまう、このように考えるんですが、これはどうなのか。ここを重視して取り組まんかったら、本当に教育行政として、一番のもとが非常に薄れてくる、このように思うんですが、再度、お尋ねします。どうですか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）議員おっしゃることは重々承知しておるつもりです。絶対やらなければいけない、絶対お金をかけなければいけないとこありますので、それを削ってまで無償化というのは今のところこぎ着けられないということだと思います。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）是非、全国に先駆けて、あるいは遅れないように取り組んでもらいたいというように思います。

次に移りますが、尾崎川水系の浸水予防、前回と同じ答弁で、護岸設備等や、あるいは広島市の市道の拡大とか言われましたけども、この尾崎川の浸水対策で、梅雨時期を迎える、あるいはそれ以外でもゲリラ豪雨があった場合には必ずこの浸水が起きてくる。一時的ではありますが、被害が出てくるわけですね。私は、これこそ待ったなしだと思うんですよ。こういう面では早く取り組まなければならない。この計画は平成14年に、9月やったかな、10月だったか、今の尾崎川水系の対策について基本計画がなされて、30年の範囲の中で、おおむね30年というのがありました。もう20年、21年経ちました。自衛隊の敷地、建物が移転をし、そして、区画をして、できる状況にあるというように認識しています。予算も令和2年、約2億5,000万円、県が予算をつけて、自衛隊も建物移転をしております。そういう面から見れば、もう早く、本当に安心して過ごせるようなそういう状況をつくっていかなければならないと思うんです。もう時間がないというように私は考えるんですが、その対応はどうなのか、お尋ねします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）今年度も昨年度に引き続き、広島県に早期完成を要望してまいります。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）浸水は今の排水だけではないんです。護岸も含めてあるわけです。護岸といえどこからどこまでのことを言っているのかよく分かりません。お尋ねしますが、海田町地域の中で護岸整備、あるいは海田町に被害を及ぼすそういう護岸、これは、どこからどこ、範囲なのか、私が11年間の闘いをして、大量の個人のお金を使って闘争した結果、自衛隊の沖の部分ぐらいしか護岸工事の中身がないんですね。私、事務局長でしたから、そこら辺は一定程度は頭の中に残っております。今、護岸工事の範囲、距離、幾らなのかお尋ねします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）今年度、護岸の詳細設計をうと伺っておりますが、この護岸の設計というのは、川の部分、これの水をためる能力を増やすためのものでもございます。今回の詳細設計の中で、その工法であるとか、その範囲、面積、量について設計がされるものと伺っております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）私が聞いているのは、どこの部分で距離がどのぐらいなのか、ここを聞いているんですね。分かりますか、分かりませんか。お尋ねします。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）延長の詳しい数字はちょっと記憶しておりませんが、護岸というのは尾崎川の護岸、例えば、自衛隊のところに三角池があって、あそこの周り石積みで囲っている、あれ、護岸。あそこからずっと海田高校のほうに向かって、石積みが自衛隊のほうと町道10号のほうと石積みがあるんですが、あれも護岸。今、課長が申し上げましたのは、尾崎川の排水対策というのは、新しくポンプ3台で28トン、あともう一つは、あの川の中で水をためる能力が20トン、そのためには護岸のところにたまっておりますヘドロを全部取らにゃいけないんです。それで取るときに護岸のほうに影響があつてはいけないので、その補強のことを、今、県のほうで考えておられます。じゃないと、あそこで今言いましたように、ポンプで28トン、それから耐水能力として20トン、それはヘドロをどけて、あそこの中で耐水する能力を20トン確保する。それで、全部で48トンの排水能力を確保していく、そういった考えでございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）今、9トンの、毎秒ね、プラス、町が持っている今の排水ポンプですね、これで11トンと、前回、そういう説明を受けました。けども、それでも間に合わない

ということで、これは矢野川が二級河川、それはその別の路線として、今度は今の排水地、貯留地というんか三角のところですね、あそこで滞留をして、水が流れなくなって、浸水が起きておるわけです。ポンプを増設することによって、それが被害を食い止める今一番最大の焦点になっておるわけ。もう長い闘いを私しましたけども、それから、しばらく、自然災害が起きなかったんですね。ところが、下水道整備したり、ゲリラ豪雨が出てきたり、湧水面積が田んぼや畑がなくなって一気に出てくる。これで浸水が増えてくる。これを対応するのには、やっぱり人工的にポンプを増設しなければならない。私、弁護士23人で協定を結んだのは、9トンまではもう確認書で同意書を作ったんです。それ以上については協議をするという協定書、この協議が28トン、今言われたところまでまた来とるんですね。これを早くすることが行政の一番の責任、しかも、それをこの前は故障したというのがありましたけども、ポンプがね、直ったと連絡もありました。放置すればするほど、海田町の約半分近いところが浸水の対象になってくる。これを早くしなければならぬと思いますが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）言われることはごもっともでございますし、先人の方のいろんな努力で今ここまで対策のほうが進んでおるといふ具合に認識しております。また、議長をはじめ、いろんなところで尾崎川の排水ポンプの増設のことは強く要望いただいております。町長はじめ、我々執行部のほうも、毎年四半期、それ以上に県とか西部事務所に行く度に、所長のほうには早急な実施をお願いしているところでございます。しかし、現実にはまだポンプの整備のところまでは行っておりませんが、牛歩の歩みになっておりますが、着実に前には進んでおります。もう少しそのスピードを加速していただけるように、我々執行部のほうも、町長はじめ、しっかり要望のほうはさせていただきます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）分かりました。よろしくお願いします。

次行きます。公民館と海田東地区拠点施設整備の問題、この問題で、一般会計、令和5年度の歳出で、2款の総務費から教育費に修正案が出され、多数で可決をされました。これでお尋ねするんですが、海田東地区拠点複合施設整備基本計画策定委託料を海田東公民館再整備基本計画策定業務に修正をされましたが、海田東地区拠点複合施設基本計画策定委託料はどうなっていくのか、今どうなつとるのか、お尋ねします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）令和５年度の当初予算で修正の可決となったということは重く受け止めておりますけれども、費目のほうは変わりましたが、予算額は満額認めていただいたということは、議員の皆様方も東部地区に施設の整備が必要ということであろうと、私のほうは認識をしております。昨年度、企画部の説明のほうが丁寧にできておらず、今年度に入って、昨年度検討したものを説明する場のほうをいただいております。そうした中で、ある程度方向性が出てから、今年度認めていただきました予算のほうは執行することになると考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○１５番（佐中）聞いているのは、当初予算で一般会計、第２款の総務費７の海田東地区拠点複合施設整備、これの基本計画策定委託料561万、これがそっくり教育費に回るとるんです。このお金は、この事業をやるために編成をした費用だと思うんですが、これが今どうなってるのか、事務は進めても、事業が、この委託料ができないのか。逆に公民館を優先して、そこの中でやろうと思うんか、お尋ねします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）現時点で予算の執行のほうはしておりません。先ほども答弁をいたしましたけれども、令和４年度、昨年度の業務でまだまだ説明が不十分なところもあるかと思しますので、まずはそちらのほうを説明させていただきまして、議会の御了解もいただきながら、執行すべきものと認識をしております。

○議長（桑原）佐中議員。

○１５番（佐中）いやいや、執行部がしっかりしとらんかったら、議会がもう自分の考えでやろうとする。例えば、この問題はね、第５次の海田町総合計画と海田町国土強靱化地域計画があって、それに基づいてやるものかどうか、お尋ねします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）具体的な建物の内容については、今後の議論になろうかとは思いますが、これから施設のほうを整備するのであれば、災害時にどのような活用をするのか、そういったことは当然に考慮すべきものと認識をしております。

○議長（桑原）佐中議員。

○１５番（佐中）そうすると、海田町の都市計画マスタープラン、そして海田町立地適正化計画に基づいて行うものかどうか、お尋ねします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）そういったものも具体には今後の検討かとは思いますが、施設を整備することで、周辺のまちづくりに大きな影響を与えるものだと考えておりますので、現在ある都市計画マスタープランでありますとか、立地適正化計画にも沿った活用のほうを検討するものと認識しております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）そうすると、海田東地区拠点施設整備基本構想、1から8ありましたね。新たな交通拠点や安全快適な交通の確保であって、新橋も含み、総合スポーツ拠点、周辺公共施設や減災施設など、これが中心施設と思うんです。これはどのようにするのか、どうするのか、お尋ねします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）昨年度、新たな施設を整備するということで、町民の皆様から新たな施設に期待する機能ということでアンケートもさせていただき、整理をいたしました。今後、施設を整備するということになれば、そういったことも検討しながら、どのような建物にするか検討していくものと認識をしております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）そうすると、現公民館が中心になってしまって、子育て支援とか防災とか環境整備とか交通拠点、その他の項、これで単独施設の場合は15億7,000万、残りの地域コミュニティや生涯学習、青少年育成、あるいは健康スポーツ対策、複合化すると、7億7,000万と企画部は説明をしております。この内訳で企画費と教育費の海田町国土強靱化の補助率が変わってくると思うんです。どう変わってくるのかお尋ねします。

○議長（桑原）企画課長。

○企画課長（石田）強靱化計画と関係して補助率は変わってくるかどうかといったところでございますけども、こちらのほう、その条件によって国の補助金、適用できるもの、起債。

○議長（桑原）課長、マイクを立てて、言葉が通るようにゆっくりしゃべってください。

○企画課長（石田）失礼しました。計画の中に推進方針を踏まえて、基本構想では設備を備えるということをしてしております。そうした中で起債として考えておりますのが緊急防災・減災事業債といったところを想定しております。この場合ですと、充当率100パーセント、交付税措置率70パーセントのものが活用できるというふうに見ております。これについては、複合化ですとか単独に限らず、その設備、防災・減災設備に対しての充当ができ

るという起債になっております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）そうすると、2月に説明を受けたスケジュールと4月の12日出されたスケジュール、これはどう変わってくるのか。予算がないのに、海田東地区拠点整備できないはずですが、この問題とそっくりその予算が公民館のほうに回ってしまったんですね。そしたら、スケジュールが変わってくるんです。これはどのように考えたらいいか、答弁願います。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）スケジュールにつきましては、まだ令和5年度の事業に着手できていない状況でございますので、その分、遅れるものと認識をしております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）教育長にお尋ねします。待ったなしという賛成討論もありましたけども、この東地区の拠点整備の中で、国土強靱化でこの予算、これは令和3年にできて、3年間、4年間ぐらいの期間の中で補助率が出てくる、あとについては私も分かりませんが、この海田東地区拠点整備は公民館ではなくて小学校のことを言っているんじゃないか。私はそう認識していますし、3階建ての昭和40年、あるいは39年に建った建物について、非常に心配もしておるんですが、公民館のことを言っているのか、小学校のことを言っているのか、お尋ねします。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）小学校のことを言っているのか公民館のことを言っているのかということですが、まず2月27日の全員協議会で説明をさせていただいたものは、海田東小学校の本館についての老朽化調査の結果でございます。それをもって、建替えが必要であるという結論が出ておりますという報告をさせていただきました。教育委員会として、今、必要と考えているのは海田東小学校の建替えが必要であるという現状を御理解いただくというところがメインでございまして、その後の地区拠点整備であるとか、それから公民館を合わせて複合化するというのは、現状の令和4年度の予算で企画部が示しておりました拠点構想の中で検討されるものというふうに理解しておりますので、現状として教育委員会がお示ししましたのは、海田東公民館の建替えが必要であるという現実について御理解いただくということでございます。あっ、海田東小学校の建替えが必要であると、申し訳ございません。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）私もそのように理解をしております。だから、私は、あの修正案に、提案された原案に賛成してる。あとの方は皆修正案に賛成されたんですね。私だけです、当初予算に。私は、小学校は非常に、データも出して、図面まで出して、教育委員会は、東の小学校は昭和39年、海田小学校は40年、もう非常に待ったなしで、議員の皆さんは公民館が待ったなしというように受け取って、賛成討論でも発言があったんですね。私はそうでなくて、海田東の拠点整備の中で、小学校、それから公民館、町民センター、災害に対するそういう施策や施設、ましてや、イエローゾーン、レッドゾーンの災害対策を含めて企画が作った海田東地区拠点整備だと思って、それをばらばらにしてやったら、事が進まなくなってしまいます。事業ができなくなってしまいます。せっかく企画が作ったのに、それを外してしまって、公民館を優先してしまうと、何のための議会で、町民やあるいは子どもが安心してできるそういう教育環境を整えていく、その先頭に立たなければならないのに、こちらでストップをかけたような感じを私は受けとるんです。小学校の建設が最優先で私はやるべきだと思うんですが、それについては教育長は待ったなしということを言われたと思うんです。それはどうなのか、再度確認をいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）拠点施設につきましては、私がここで言及することではないので差し控えさせていただきますけども、待ったなしと言ったのは、詳細調査を見ますと、実は老朽化対策をするための詳細調査だったんですよ。ですから、老朽化対策でやるんならそれはそれでも良かったんですけど、フローからいきますと、建替えが必至だということですから、それに準じてやるべきだと思います。私の考え方は、子どもが最優先、それです。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）再度お尋ねします。今の第5次の海田町総合計画、そして国土強靱化の地域計画、それに基づく海田町立地適正化計画、その下に海田東地区拠点施設整備基本構想、これが、案が、素案が出たんですね。そうすると、出されてきた46億がどんどん節減、有効に補助を使って、12億2,000万円の節減効果があるという、これと、今現状のままで進んでいくと、今の節減効果が約8億円というように説明を受けましたけども、全体が進んでいかんのです。その辺はどう考えるのかお尋ねします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）昨年度、企画部のほうで説明が十分でなかった項目の一つには、この複合化による効果と課題といったところ、そういったところだろうと思います。今年度、まずは複合化にするしないでどのように変わってくるのかというのを特別委員会のほうで議題に取り上げていただきまして、今、説明をしているところでございます。具体的な建物の検討になっていきますと、佐中議員が心配しておられます財源のことも当然に考慮すべきことだろうと思います。その検討をするときには、そういったことも財源も考慮しながら、議員の皆様方と一緒に検討できればと考えております。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）言われるとおりなんです。財源の問題。これをばらばらにすることによって、国土強靱化の補助、公的な事業をやったら2分の1出る私的な事業をやったら3分の2出るという、それが令和3年度から令和6年度までに決まるとる計画をやったら、それが該当する。そっから外れとったら、単独事業みたいになって補助率が下がってくる。ここを心配しとる。安くて、全体を見て安全なまちづくり、そこを今やるべきだというように思うんですよ。今、議会のほうでは、それをやめて公民館だけ先に建てれと。そうすると、国土強靱化の補助がどうなってくるのか、それをお尋ねします。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）町長答弁にもございましたとおり、施設を、どのようなものを整備するかによって、活用できる財源というのは大きく変わってまいります。そういった中で、一つの事例として執行部のほうでも検討してまいりましたけれども、今度、財源を検討するときには、そういったことも御提示させていただきながら検討させていただければと思います。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）もうわずかしかなないけえ端的に言いますが、当初計画された計画と、今、企画費から、総務費ですね、教育費に561万修正をされましたが、国土強靱化がこの中に入っただけで対応ができるのかどうか。安くていいものができる、これが基本なんですね。それを監視するのが議会なんです。逆行しとる思うとる、私は、議会が。この辺について答弁を求めます。

○議長（桑原）企画部長。

○企画部長（鶴岡）、今後、具体的に検討してまいるということになろうかと思いますが、財源の制度も併せて御提示させていただきながら、検討していただければと思います。

○議長（桑原）説明員入替えのため、暫時休憩します。説明員そろい次第、直ちにやります。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 09 分 休憩

午前 11 時 12 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。一般質問を続行します。9 番、下岡議員。

○9 番（下岡）9 番、下岡です。まず第 1 点目、循環バスについて。コロナの影響や土日運行停止により利用者数が大きく落ち込む中、執行部は、令和 7 年度より抜本的な見直しを行う前提で、新庁舎移転に合わせ、一部ルートの変更を予定している。この 3 月に海田町地域公共交通会議を開催して、方針を決める予定と聞いてきた。しかし、4 月 13 日付け有力地方紙の記事によると、ある大学研究室が提案したルート変更案を町は検討する方針であり、町長は、今後の在り方を考える参考にしたいと述べている。内容は、東地区の高齢者の生活様式を調べた結果、南ルートについて窪町と蟹原のスーパー前を通り、三迫二丁目、三丁目を短絡し、三迫郵便局から道祖園に抜ける 3 か所の変更を織り込んでいる。質問します。南昭和町の新庁舎を通すことが現在の課題のはずなのに、なぜこの時期に、しかも一部特定地区高齢者の買物利便性向上のための検討するのか問う。更に、一部地区のために他地区を犠牲にする発想がまかり通るのか問う。2 点目、3 月実施予定であった地域公共交通会議はどうなったのか。やったのであれば検討の結果の説明を、やめたのであれば中止理由と今後の予定について説明を願う。3 点目、事情を知らない三迫地区住民からは突然地区に循環バスが来なくなるという報道に動揺の声が上がっている。マスコミ対応を含め、情報管理に問題があるのではないか見解を問う。

2 点目、安芸消防署移転について。広島市との旧町営プール跡地への移転交渉が進めば進むほど、当町の不利益ぶりが際立ってくる。もはや対等の交渉ではなく、一方的な服従でしかない。質問します。1、海田町が管理する中学校用地と広島市の管轄下に入る消防署用地は明確に区別されるべきである。境界の測量を聞いても分かりませんの答弁では境界壁も作るかどうか分からないのではないか。当然に作るべきではないか問う。登記変更しないことは社会通念に照らして著しく妥当性を欠く。世間一般ではこのよう

な場合、登記変更するのが常識である。見解を問う。登記変更すれば、市が昭和48年の原土地使用協定を破棄するというが、どういう理屈でそうなるのか理解できない。説明願う。2点目、この度、広島市の作った基本計画では敷地面積は6,000平米になった。昨年5月の説明書では1,500平米以上とあり、実に4倍になった。現庁舎910平米の6.6倍である。ちなみに、新建物の延べ床面積は3,000平米程度で当初も今も変わっていない。現庁舎は2,077平米です。訓練グラウンドや駐車場だというのが、ほとんど住民にとって用がない。広大な面積は行政の無駄遣いと言われても仕方がない。見解を問う。3点目、登記変更しないために、現況と登記の不一致や昭和48年の土地使用協定との矛盾を避けるために、新たに土地使用協定を結ばざるを得なくなった。この新たな土地使用協定がどうしようもなく広島市に有利なもので、将来に大きな禍根を残す。頼沢元町長はお墓の中で泣いている。使用範囲について、広島市の消防署用地及び海田町の中学校用地の使用する範囲は別に定めるとあり、実質的に旧協定書は無力化されてしまった。また、広島市の使用面積が持分面積の合計を超える場合、超える部分の使用料は協議によるとしている。市から持分36パーセントを超えて使用要求があった場合、交渉に応じる義務が生じ、学校運営に支障を来す可能性もある。これらの疑問点について見解を問う。

3点目、町道6号線バイパス事業。事業開始以来20年以上経過しても開通の見通しが立っていない。町長が初当選直後の地元説明会でこの事業を進めますと約束したことを踏まえ、令和3年2月定例会一般質問で難航する用地取得への対応とルート変更を検討すべきと問うた。町長答弁は、私が直接地権者と協議を行っているが理解いただける状況にない。引き続き、粘り強く交渉を行っていくであった。強制執行について副町長は、ルート変更等、あらゆる方策を尽くしても見通しがつかない時の手段と説明した。交渉に進展がない場合、どの時点でルート変更を検討するのかに対し、建設部長は、町道143号線道路に一定のめどがついた時点でバイパスにめどがついていなければ、ルート変更を含め検討すると述べた。質問します。1、この地権者との引き続きの協議は現状はどうなっているのか問う。この地権者の町道路行政に対する不信感は根強く、全く進展が見られないようである。見通しはどうか。2点目、町道143号線道路改良事業については、橋だけでなく前後の接続道や町道6号線までのバイパス道路整備費の予算措置がなされた。143号線にめどがついたのだから、6号バイパスのルート変更を検討すべき段階に来た。具体的な方針を示していただきたい。

4点目、土木執行体制について。執行部はかねてから、手薄な土木工事の執行体制強

化のために、土木技師の新規採用募集等を行ってきたが増員されていない。更にここに来て、ベテラン技師が県に転職し、若手技師が長期にわたり休暇中と聞く。土木事業執行への影響が懸念される。質問します。1点目、現在も2名の土木技師を募集中であるが、応募状況はどうか。この職種は専門知識と現場経験が必要であるが、人手不足が深刻とも聞く。どう確保していくのか方針を問う。2点目、前にもベテラン技師が県に転職しており、職務遂行に十分な配慮がなされているのか疑問である。過度のプレッシャーがかかっているために士気が下がっているのではないか。見解を問う。3点目、今後、土木事業を支障なく執行するための方策を問う。例えば、高岸1号橋の大型土のう流出防止の仮工事も梅雨入りが近いにもかかわらず未実施である。手を抜かないでいただきたい。見解を問う。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）下岡議員の質問に答弁いたします。まず、循環バスについての質問でございますが、1点目の大学研究室から提案された東地区の高齢者の生活様式の調査結果に基づくルート変更案については、今後の公共交通の在り方を考える参考にしたいと述べたとおり、ルート変更案をそのまま採用するという趣旨で取材に答えたものではございません。また、循環バスの運行ルートについては一部特定地区の利便性向上のためではなく、多数の住民のため、町全体の公共施設、商業施設、医療機関などの立地及び道路状況等を勘案して、地域公共交通会議で決定しているものであり、どこかの地区のために他地区を犠牲にするものではありません。2点目の地域公共交通会議については、今年1月に開催した会議で大きな変更は行わないという方向性について委員の皆様から了承が得られたものの、運行が困難な場所があるため、その見直しの必要があることと、新庁舎へのアクセスについて検討を進めていたことから、3月の開催を見送り、遅くとも7月までに開催し、変更ルートの決定を行う予定です。また、議員の皆様にも事前に御説明をいたします。3点目のマスコミ対応を含めた情報管理については、新聞報道の内容については、1点目で申し上げましたとおり、循環バスに限らず今後の地域公共交通を検討していく上で参考にさせていただくという意図で発言したものであり、今回の記事については記者の視点で書かれたものと承知しております。記事を受けて住民の皆様が不安に思われたことに対しては、今後の地域公共交通計画の検討を通じて、住民の皆様にも丁寧に説明してまいりたいと考えております。

続きまして、安芸消防署移転についての質問でございますが、1点目については、海

田中学校グラウンドと安芸消防署の境界について、防球ネットを設置する協議を進めているところでございます。登記については、これまで一般質問や特別委員会で答弁したとおり、共有持分の土地について使用協定を締結し有効活用することは、法的に問題ないと弁護士より回答を得ております。また、消防署用地を分筆登記した場合、分筆後の海田中学校用地部分に広島市持分が残るため、原協定を破棄して広島市と海田中学校用地の使用協定を新たに締結する必要があるとあり、市の基準により有償による貸付け又は普通財産の売却の協議を行う必要が生じるものです。2点目については、先般、御説明いたしましたとおり、様々な御意見を伺った中で、消防団の訓練や南口出口の確保、消防署での訓練、講習等への参加者のための駐車場等を考慮し、来庁者の安全性や利便性、周辺環境を整備するため必要な面積を想定したものでございます。3点目については、土地使用協定は、持分の範囲を超える超えないにかかわらず双方の合意により締結するものであり、内容に変更がある場合、都度、協議を行ってまいります。なお、現時点で広島市からこれ以上の敷地使用について要求や意見が出ているものではなく、本町としても中学校グラウンドについては極力圧迫することのないよう申し入れております。

続きまして、町道6号線バイパス事業についての質問でございますが、1点目については、地権者との交渉に努めた結果、一定の進展が図られたところでございます。2点目については、地権者との交渉に進展が見られたことから、ルート変更はせず、引き続き交渉を進め、早期完成に向け取り組んでまいります。

続きまして、土木執行体制についての質問でございますが、1点目については、5月31日に募集を締め切り、10人の応募がありました。土木技師の確保については、技術の継承期間を考慮して、計画的な採用を行ってまいります。2点目については、人材不足に伴い1人当たりの職員の負担が大きくなっている現状がございますが、今年度は、現在の体制で効率よく事業を進めていくために、業務の配分や事業スケジュールの見直しを図るなどにより職員の負担軽減に努めているところでございます。3点目については、不足している土木技師の採用を確実なものにしていくとともに、技術職員個々の技術力を向上させ、建設部総体としての力量を高めることが重要であると考えております。そのためには、採用活動をこれまで以上に積極的に行うとともに、技術力向上のための外部機関への研修の参加、職場での実務を通じた育成などにより、知識や技術の習得を図る機会を増やしていくことに加え、経験豊富なベテラン職員を若手職員の指導役として配置し、技術やノウハウの伝承に取り組んでまいります。次に、高岸1号橋の仮復旧箇

所については、一日も早い補強工事の着手に向け、県と連携を図ってまいります。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）まず第1点目の循環バスの件ですけれども、これ、去年の秋に広島大学大学院を使ってアンケート調査をやっているわけですね。町民に広く。その結果について説明を受けて、12月議会でも、私なんかも、抜本的な改革、デマンド式のタクシー方式を採用したらどうかという提案したわけですが、ほかにも何名かの議員に、循環バス、説明されて、一貫してあなたたちが言ったのは、この抜本的な改革は7年度から予定しているから、令和5年、6年度、2年かけて検討していきますと。今回、この9月に庁舎が移転することに向けて、庁舎を通さんわけにいかんから、そのための一部ルート変更を検討しますと。その検討結果は3月の地域公共交通会議で最終決定して、4月からやりますという、こういうメインシナリオで来たわけです。違いますか。まず、そのこの、今までどういう形で執行部が動いてきたか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）令和4年度に利用者、また施設設置などによるアンケート調査を行い、2ルート制移行後の検証等を行ってまいりました。そして、1月の地域公共交通会議において、その結果等を基に委員の皆様にご説明し、大筋で大きな変更は行わず、新庁舎へのアクセスを考えていくというところでは了承を得ております。そして、その後、実際のルート案について検討し、また公共交通会議へ諮るという予定でございました。町長答弁にもありましたとおり、一部運行がちょっと困難な道路がございますので、そちらの検討等も行い、また新庁舎へのアクセスも検討しておるところでございます。また、答弁にもございましたとおり、7月までには案をお示しして、実際の運行変更について実施してまいります。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）今の説明で2点、一つはスケジュールが後ろに倒れてきている。3月までと言ったんですよ、課長。それが、3月じゃなくて、今7月にずれてきている。ここがまず問題。それならそれで、今までスケジュールがずれたんならずれたということを議会に報告すべきじゃないですか。そういつて聞いていたから4月初めにでもその案が出てくるんだと、私思った。それともう一つは、どこか運行困難なところがあると、現在のルートでね。そんな話って今まで全く聞いてないですよ。今回、初めて、何で遅れたんだと言ったら、運行困難なところがあると。どこですか、南ルートですか北ルートで

すか。そのルートの中のどの辺りか、言ったって差し支えないでしょう。ずれたんだから。ずれた原因をちゃんと説明してください。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）ずれたことに対して、議会の皆様に説明がなかったことについては申し訳ございません。それと、運行困難な地域についてでございますが、北ルートの駅の東側、一部広島市を通行するルートがあるんですが、そこが道路が狭く、運行が困難ということで、1月の交通会議においてバスを運行しております芸陽バスさんのほうから、そこが運行が困難なので検討していただけないかという提案がございました。それに基づいて検討していたところでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）その今の北ルートの運行困難なところというのは、7月までに解消するんですか。解消する問題だったら早く解消してから、ちゃんと説明すべきだったんじゃないですか。何で、その困難、駅の近くの北ルート、具体的に場所を言えという声が、どこですか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）花都川を渡って、一部広島市を通るところでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）次に、そういう今の現在の状況の中で、突然、某私立大学から提案があったらやね、そのルートについて検討しますとかね。町長、参考にしますとかいう話ってありますか。それとの整合性がないから、今のこの4月13日に新聞に掲載されて、近くの住民の方から私の携帯電話に電話かかってきましたよ。下岡さん、今度、循環バス、三迫二丁目、三丁目には来なくなるんですかと。そんなことないですよ、そんな話は全く聞いてないと。新庁舎移転に向けて一部ルート変更、南昭和町の新庁舎にアクセスするような変更は計画されているけども、こんな計画なんか全く聞いてないと。それ、何なんですかいうたら、新聞に出てますよ、下岡さん、新聞見てごらんなさいと。帰って新聞見たら確かにそういう記事が出てる、今言ったように3か所の変更。内容は東一丁目、二丁目の30名、30名、60名かの携帯端末かなんかで行動履歴が分かるようなもので調べたらね、その東地区にとって買物に便利のようなルート変更の提案だと。蟹原のスーパーと窪町、駅の南のスーパーに行くのに便利のようなルート変更。と併せて、今言ったように、二丁目、三丁目はカットして、三迫郵便局のそこから道祖園のところまで

上がるようになっている。これは誰が見たって驚きますよ。そりゃ議会、私は知ってますよ、今どういうスケジュールでどういうふうな動きになっているか。だけど、町民は知らないんだから。突然、そんな新聞記事が載ったらどう思います。しかも、町はその案を検討する方向でいると載っているんだから。あなたたちは広報なんかでPRしているけど、広報なんかほとんど配られたって見ませんよ。ぱらぱらと見るだけ。それに対して、この新聞というのは、広島版に載ったら、広島地区の中で海田町の記事だったら町民は目ざとく見るんだから。よっぽど広報なんかよりこの新聞の影響のほうが多いんです。情報取得源としてね。そこにこんな情報を載せられたらね、みんな、そうなんだと思いますよ。新聞に載せてもいいですよ。ちゃんと、あなたたちは今どういう動きの中にどうなっているかということを、町民に知るような方向で情報を出さなきゃいけないんじゃないですか。こんな一方的な情報を出したら混乱する。こんなやり方してたら町政に対する不信感が募りますよ。これ、何なんだという話ですよ、この記事は。これ、今、某私立大学とこういう調査をやりと研究するというのは、執行部とのすり合わせがあってやったんじゃないんですか。勝手に突然、この某私立大学がやったんですか、某研究室が。そこはどうなんですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）今回の大学の研究につきましては、我々も研究するというのは承知しておりました。ルート案を作成していくんだということも承知しております。ただ、これはあくまでも議員御指摘のとおり、我々の方針としては一部ルート変更、今年度においては一部のルート変更という方針は変わっておりません。ただ、大学の大学生の研究の中で、そのバスの利用、バスだけじゃなくて行動履歴を確認していくと、やはりスーパー等に行かれる町民の方が多いと。そういったところは参考にしながら、今後のバスルートについて我々も参考にさせていただきたいというのが、今回の趣旨でございます。ただ、この度、新聞記事を見られて誤解を招いたという部分もございますので、我々も丁寧に町民の皆様の説明をしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）丁寧に説明していきますというたって、今、広報なんかにこの循環バスのことについて何も載せてないじゃないですか。誤解を招いたと思うんだったら、この4月の記事だから、すぐ5月にですね、循環バス、今どういう検討しておるかいうのを載せるべきじゃないですか。それやってないから、もうこれが現在の町の姿勢だと受け取

りますよ。あなたたち、言うことは弁解がましく言うけども、やることは全然やってないじゃないですか。こんな一方的な、一部地区だけの意見を聞いてルート変更して、それが他の地区に影響すると、こんなのまともに受けるんですか。記事の取扱いについて、ちゃんと記者にお願いすべきじゃないですか。今、町はこういう方向で動いているから誤解のないような記事掲載をやってくださいと、そういうことを言ったんですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）そこは、我々も新聞社のほうには伝えておりませんが、報道の自由もございまして、そこを規制することは難しいだろうと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）そりゃ、そうですよ。報道の自由があるんだからね。新聞社は書きますよ。ただ、今言ったように、町の今の現在の状況をちゃんと説明してね、読者に誤解のないように配慮をお願いしますということは言うべきだったんじゃないですか。これをこのまま出されたら、今言ったような問題になるのは目に見えているじゃないですか。そこは配慮不足じゃないですか。何も考えないでやっているんですか。だから、あなたたちの情報管理はどうなっているんだと言っているんですよ。町民に誤解を与えるようなことを平然とやっとする。注意義務が足りてない、全く。それと、議会に対しても、これについて何も報告もない。朝一番で議長はどう言いました。議会軽視の傾向が見られると、ちゃんとやってくれと、言ったでしょう。まさしくそうですよ。議会に言ったら言いっ放しで、後のフォローなんか全くないじゃないですか。スケジュールが変わったんなら変わったぐらいのことは、ちょっと流しや済むんだから。これ、どうなんですか、町長、一体。議会を何だと思ってるんですか。こっちなんか町民に説明できないからね、その電話してきた町民から見たら、下岡何も知らない、こいつ馬鹿じゃないかと思われるじゃないですか。どうなんですか、議会との関係、町民との関係、情報提供の仕方、随分まずいんじゃないですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）まず議会の皆様に情報提供が遅くなっていることについてはおわびしなくてはならないことと思います。今後、我々もルート変更をしていく中でいろいろ考えていることをまずは議会の皆様に御説明をさせていただいたその後に、住民の皆様、そして公共交通会議で決定していくという手順を踏まさせていただければと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）さっきの困難なところというのは、もう既に問題解決したんですか。7月に地域公共交通会議やって、それをやるとかいうて言っているけども。問題解決できなきゃ、地域公共交通会議に諮れないし、9月からの運行に支障を来すんじゃないですか。その点は問題解決したんですね。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）ルートを変更することによって、そこは問題解決につなげてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）時間がないから、その具体についてはまた別に聞きます。

続いて、安芸消防署移転ですけれども、何回も言うけども、登記変更をしないと、これが非常識だと言っているんですよ。例えば、民間で、親の土地を兄弟で相続したと、仮に1,500平米の土地を、兄弟で、兄貴が1,000平米、弟が500平米相続した。その土地については兄貴がそこに住んで管理していると。弟も500分の持分があるから、その一部、例えば300平米に家を建てて住みたいという話があったとする。これにどう対応するかと。弟は持分500あるんだから、300使わせいうたら使わせなきゃいけないけども、どうするかと。当然、登記変更するでしょう。300平米ね。そして、500の残りの200平米についてはどうするか。この際、500平米、ぴしっと区切るか、決めるか、300だけ区切って残り1,200平米について、また共有にするか、そういうことをやるでしょう、登記で。それ、登記しなきゃ、将来大きな問題が残りますよ。今もう、国ベースでは、相続登記がちゃんとされてないから、いろんなところがもう代が代わると分からなくなっている。だから、相続の登記を義務化すると、来年度から。それで、来年度以降じゃなくて、遡って登記の義務が発生するんです。こういうふうに登録については非常にシビアになってきているときに、行政同士だったら持分があるから、登記変更しないでやりましょう、そんな非常識な話はないでしょう。その境界は何、防球ネットで境界にすると。それだけで済むんですか。測量するんですかいうて聞いても分からんけども、測量するんですか、6,000平米の土地。しないんですか。どっちなんですか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）測量は当然行ってまいります。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）測量やったんなら、当然、管理が海田町と広島市と違うんだから、用途も違うんだから、登記すべきでしょう。少なくともその6,000平米について。なぜしないんですか。広島市が嫌だ言っているから、法的に問題がないから。おかしいじゃないですか。防球ネットだけでこうやって区切っただけ。そりゃ、広島市とか、あなたたちやりたくない。登記して明確な境界をつけたときにね、あと、実際に使い出したときに、6,000平米も要るわけじゃないじゃないですか。訓練だとか駐車場だとかいったって、ほとんど使いませんよ。周りから見たら丸見え。何やってんだ、こんな6,000平米も場所を提供してと。問題になりますよ。だから、できるだけ、その境界問題には触れない、6,000平米の境界はできるだけしないというような、見え見えじゃないですか。どうなんですか。今月号の広報にも載っているけども、広島市の受入れで庁舎がどんな機能を持っているとかどうだとか、町民、そもそも消防署に行く用事なんてのはほとんどないんだから。消防署がどんな機能を持っていようがどうしても、全くない。その広島市のPRのために載せたような記事が載ってるけども。その裏では今言ったように、登記しないとか、平米、当初1,500平米とか言いよったのが4倍の6,000平米になったとか、ね。広島市と海田町の協定書は意味もなく、海田町に不利な内容で改定されると。今後についても、今言ったように、広島市から申入れがあったら受けざるを得ないような内容の協定書に変更されている。これについて、あとの使用については、中学校の用地に極力圧迫することのないよう申し入れております。極力圧迫することのないよう、これ、もともと、今言ったように原協定では海田町が管理するということになっているんだから。海田町から申入れじゃなくて、広島市から変更とかしたいのであれば、海田町が話に乗るか乗らんかと、駄目だと思ったらそんなもん駄目だという話ですよ。非常に立場が逆転してしまっている。こちらから、何かまた申入れでお願いしなきゃいけないような立場になってしまっている。そこがまずいと言っているんです。何やってるの。交渉じゃなくて、だから完全な追従、言いなりよ、本当に。今言ったように、何で登記しないんだと言ったら、原協定破棄だとか言ったって、意味が通じない。何で原協定破棄につながるんです、登記したら。お互いの管理区分、権利区分を明確にしましょうと、法的に、義務はないけども、するのが当然の話ですよ。それをやらんとして、何か理由があるんですか、登記をしない理由。登記をしない理由、適切な理由があるんならちょっと教えてください。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）議員御指摘の登記の部分についてでございます。先ほどの第1答弁、町長答弁でもございましたが、ちょっと繰返しにはなりますけども、消防署用地を分筆登記することは原協定に抵触するため、原協定を破棄した後に分筆する必要が生じてまいります。仮に消防用地の部分を100パーセント広島市の持分とした場合、分筆した場合であっても、分筆後の海田中学校用地部分に広島市の持分が残ることから、広島市と海田中学校用地の使用協定を新たに締結する必要が生じてまいります。この場合、現在の市の基準によれば、有償による貸付け又は普通財産の売却の協議を行うこととなるため、海田町に非常に不利益が生じないよう、分筆を行わず、原協定の変更によるところで消防署用地の確保と海田中学校用地の無償使用を両立させるというふうな目的で、このような方法を取っておるところでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）ちょっと待ってください。登記と原協定の話は別の問題でしょうが。そりゃ、広島市には36パーセントか、約1万2,000平米の持分があるんだから。それについて、6,000平米使って、残りの6,000買ってくれだとか、金利払えだとか、そりゃ、当然言ってきますよ。だから、その部分については原協定で海田町が管理し、使用料は無料とするとなっているじゃないですか。それは過去の経歴を踏まえてそうなるとるわけですから、頼沢町長が頑張って、そうしたわけですから。登記の話とは別の問題でしょう。最後に詰まったら、あなたたちどう言った。そんなこと言うんだったら、もう広島市は海田中学校のところではなしに矢野に持っていくと言っとると。そういつて言ったんですよ。本当にそういつて言ったんですか。それって、広島市にとっても非常にリスクのある発言ですよ。だったら持ってってくれと言われたら、広島市だって困るんじゃないですか。海田町が、本部が矢野に行って困るのであれば、広島市の安芸区だって、矢野だけじゃないんだから。船越だとか畑賀、中野、瀬野だってあるんだから、皆そこらだって困るでしょう。海田町が困るというんならよ。その理屈いうのはおかしいでしょう。更に、今の持分がここの中学校に来ることで有効化するわけです。今はほとんど無料で、所有権があっても何の意味のない土地が生きてくるわけだから。広島市が、それだったらもうええから矢野へ持ってくと言わないでしようが。それ言っただけから、総務部長、あなた、答弁の中で言っているけども、本当に広島市がそういつて言ったんですか。本当に言ったんですね。言っただけから、ちょっとそこはつきりしてください。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）今の矢野に持っていくというような件は、あくまでも一番初めにこの話を御説明させていただいたときに、ワーキンググループでの取りまとめの内容が一番初めだったと思います。その中で、適地として候補地を三つほど挙げた中で、適地として今のところを進めております。その中には、矢野であったり、現消防署があります建替えであったり。いろいろ含めまして、規模であったり、立地の条件、配置のバランス、事業費など、そういうふうな条件の中から、今の適地として進めるようになったわけでございます。その中に矢野も当然入っていたわけで、いったんこの話が駄目になると、順番に行けばそういうふうな話にもなり得るというようなところで説明したところがあります。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）ちょっと、話が違うでしょう。今の最初のワーキンググループか何かで3か所候補が出て、その中でほかにどうかこうとかいう話だといって課長言うけども、それ全然違うじゃないですか。今の矢野へ持っていくというのは、登記でもめたらそうなるいう、その文脈の中で出てきた話ですよ。早う言えば、広島市の言うとおりにせえ、せんかったらね、向こうへ持っていくぞという脅しですよ。そういう文脈の中で出てきている。今、課長が言ったのと全然話が違いますよ。それ、答弁したのは総務部長、あなたですよ。どうなんですか。登記を、しつこく言うと、そういう話になりますと。原協定破棄だと。原協定破棄いうのはおかしいじゃないかと言ったら、その後に出てきた話ですよ。そういう流れの中で出てきた話ですよ。これ、どうなんですか。本当に言ったんですか、広島市。本当に言ったんなら、ちょっと情報開示請求するから、協議書の中で示してください。どこで言ったのか、広島市が、当局が。どうなんです。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）これは公式に記録があるというものではなく、事務担当者の話の中で出たことでございます。分筆そのものがだめとかいいとかというんで矢野に移すとかいうものではなく、海田町と土地の協議がまとまらなければ、位置を矢野へ持っていくことも考えにやいけん。それは当然に協議の中であることでありますので、まず、その分筆、そのものというところではない、海田町の協議が整うか整わないか、そういうところでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）いずれにしても、海田町の協議、中のまとめがそういうことがなければよそへ持っていくという話が広島市から出る。それは当然の話、海田町が受けなきゃよそへ持っていくしかないんだから。そうじゃなくて、今の条件を詰めている中で出てきたんじゃないですか。ある情報によると、これ言ったのは広島市の当局じゃないと、政治家ですよ、という話があるんですよ。これは確かな話ですよ。確認してるけども。市会議員ですよ。町長の親しい市会議員ですよ。選挙のときに応援してもらった市会議員です。これが言ったという確かな情報があるんですよ。これはどうなんですか。完全に脅されて海田町が手を挙げたと。こういう交渉じゃないんですか。どうなんですか。今私が言ったの、否定できますか。そういうあれが介在したというの、否定できますか。

○議長（桑原）一般質問の途中ですけれども、時間が来ましたので、13時の再開後に今の答弁は、答えを出してください。

一般質問の途中でございますけども、暫時休憩します。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午前12時00分 休憩

午後01時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。一般質問を続行します。下岡議員の再質問に対する答弁からよろしくお願いします。総務部長。

○総務部長（丹羽）休憩前の市議会議員の件につきましては承知しておりません。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）一番心配なのは、将来にわたって広島市が、自分のところの、例えば施設として使うということ、ほとんどあり得ない。海田町の土地に広島市の安芸区の住民なんか来ると、来てくださいという施設を造ることはないけども、どんどん今広域行政化が図られていて、消防署以外にもそういう施設が広域行政として必要になったときには、当然に、安芸区の中心、海田町あそこ、海田町の中でもあそこだということで話として出てくる想定というのは十分あり得る話でね、そのことを十分考えてやらなかったら、もう一方的にまたやるようになるんじゃないですかということが言いたかったわけですよ。その辺のことをちゃんと考えてやっていますか。もう一方的に広島市に言われたら、分かりました、分かりましたいうて、あと、どうやって議会と町民を説得しようかいうて、頭を悩ましとるだけじゃないですか。そこはどうなんですか。ちゃんと展

望を持ってやっているんですか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）御指摘の件につきましては、こちらの消防も1市3町でまとまったような形で運営しております。広域的にも価値あるものをつくる、高機能で高利用できるような施設にするために協議してまいりたいと思っています。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）そういうことを聞いてないでしょう。これから、広域行政を進める中で、また同様の話が出てきますよと、そういう可能性がありますよと。そういうときのために、こんな一方的な交渉を受けてたら、また同じようになりますよと言っているんです。だから、そういうことまでちゃんと考えているのかと聞いているんですよ。これ、財産管理だから、企画の財産管理の話ですよ。どうなんですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）あくまでも、こちらの土地については広島市と海田町の共有の土地ということでございます。それなりに海田町のメリットがなければ広島市に貸すこともございませんし、そこはしっかりと海田町のほうも言うべきことを言って管理をしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）言うべきことを言ういうて、言っていないと言っているじゃないですか。一方的に不利な交渉をしとると言っている。1,500平米って最初言いよったんですよ。それが何で6,000平米になるんですか。あと、実際に運用しだしたら分かりますよ、どれだけ無駄なことか。今、訓練グラウンドだ言うけども、今のところで、どれだけ、訓練じゃいうてあの辺を走り回ったりしていますか。ほとんど姿を見たことないし、駐車場にいたっては、今のところでは服屋さんとの間の道を入っていったら、突き当たりのところに車が五、六台入るようなところがありますよ。その程度で済んだるじゃないですか。狭いところで。それが何で6,000平米の大半4,000平米ぐらいおそらく、最初の話では、1,500から2,000と言っていたんだから。残りの4,000平米、グラウンド、駐車場にする必要があるのか。馬鹿げた話ですよ。これ以上言っても、もうほとんど決まったことだから、あとは町民の方が納得されるかどうか。納得されなければいろんな動きが出てくるだろうと、こういう話です。

次、6号バイパス、地権者との交渉に努めた結果、一定の進展が図られたところでご

ざいますと。簡単に言ってくれるけど、20年以上かかって、あなたたちが交渉して、なかなか進展しなかったのに、町長、素晴らしい、一定の成果が得られたというのは、具体的にどういうものなのか教えていただきたい。まごまごしてたら、私ら人がいいから、6号バイパスが開通するんだと思ってたら何かの間違いだったと。こういうことになりかねないから、一定の進展とは何なのか、ちょっと具体的に言ってください。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稻田）今年度の協議の中で、これまで事業自体に反対されておられた地権者の方でございますが、お話を聞いていただき、図面であり、現地であり、こういう計画についての説明をさせていただいてたところでございます。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）説明を聞いていただいた、それが進展だ、馬鹿な。進展があつて、ルート変更は検討せず引き続き交渉を進めと。ルート変更を検討しないでいいということは、現在のルートでいけるめどがついたと、こういうことなんですよ。本当にめどがついたんですか。図面を説明したら聞いていただいたと。それで、一定の進展と言えるのか。今までは、はなから受け付けてもらえなかったと、そういう意味で、話を聞いてもらったから進展と、こう言っているだけじゃないんですか。これはどうなんですか。町長どうなんですか。あなた、この前、前回のときは、私が直接交渉していましてとか言ってたけど、町長、どういう認識なんですか。これでもうルート変更検討しなくても、今の現在の町の計画でいけるめどがついたと、こう判断されているんですか。最初にも言ったように、これは、町長が8年前に、西自治会館で、6号バイパスやりますと言った案件です。めどはついたんですか。町長。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）私のほうが答弁させていただきます。今までの状況、十分御存じだと思うんですが、計画論が全く受け付けていただけませんでした。今のルートそのものがですね。執行部、いろんな形でその方と話のほうをさせていただいた結果、現在のルートでお話をさせていただくことには、一応の了解をいただいております。しかし、実際には道路を造るためには、今からいろんな契約ごとがありますので、またそういった段階に今から入っていきまして、詳細のほうは詰めていきたいという具合に考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）いいですか。説明をしましたよと言っているだけじゃないですか。向こうが、ある程度前向きな返答をしたのかどうなのか、それで今後進めましょうという返答があったんなら、それは一定の進展があったとみなせるけども、話を聞いただけだと。今までは話も聞いてくれなかったのが、やっと今回聞いてくれたというだけじゃ、不十分でしょう。どうなるか分からんじゃないですか、町長。秋の町長選挙どうなるか分からんけど、町長選挙終わったら、いや、やっぱ駄目でしたと。これ、何なんだと。町長の選挙対策かという話になりますよ。そこは大丈夫なんでしょうね。ルート変更を検討しなくても、現ルートで行けると、確かな確信があるんですね。どうなんですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）第1答弁でも、町長答弁でもありましたように、一定の成果があった、一定の成果でございます。向こうの方と正式に合意ができてたら、もう契約段階に入りますから、そこまではありません。しかし、今まで、何回も言いますが、全く話を聞いていただけなかったものから、今はお話を聞いていただいて、いろんな諸条件の詰めのところのほうをさせていただいておりますので、鋭意努力いたしまして、早急に工事に着手できるよう取り組んでまいります。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）この6号バイパスについては、今の三迫二丁目、三丁目の最大の関心事なんです。だから、私も14年前にこの町会議員選挙で当選させていただいて、一番最初にやった質問がこれなんです。

○議長（桑原）傍聴者、声が聞こえます。静かにしてください。下岡議員、続けて。

○9番（下岡）6号バイパスなんです。地区の最大の課題なんです。今も御存じのように砂防ダムの工事を西ノ谷川支川の上流で進めているけども、一つのネックはやっぱり途中の6号が狭いということがあるんです。大型のダンプを通すと、今の6号のところでは狭いところがあるから、県もやっぱり困っている部分があるしね。早くやったらそういうこともなかったわけですよ。だから、それについて、やってくださいと。最初、やったんでしょ。協力得られんのだったら強制執行やったらどうですか、と言ったら、執行部の当時の都市整備課長が、90パーセント以上工事をやってもめどがつかないときには強制執行も検討します、という答弁があったんですよ、14年前ね。だから、できるところから、その当時の発想というのは下からやっていくという発想だから、それ言ったら、上もできるところをやらないと、90パーセント以上ならんじゃないかと

ということで、上からできるところからやるということで方針転換をお願いして、執行部も方針転換して、できるところからやってきていますよね、上のほうから。そういう経過を踏まえて、だから、地元の人もその地権者のガードが固い、協力が得られないということは、みんなよく分かっているんです。だから、今ここへ来て、簡単に協力が得られそうだとやったって、これはなかなか地区の住民は納得しませんよ。本当にそうなのかと。地区でも、やってほしいから、いろんな方がやっぱりその方に働き掛けてるんですよ。それは役場だけの問題じゃない。地区が便利になるかどうかということだから。それでもなかなか協力が得られなかったのに、まだ3月の予算のときに、あの近くに行って、建設部長とも話をしましたよね。どうなるんだという話してルート変更したほうがいいんじゃないかとかいう話もしたけども、もうちょっと、あれだから、努力するみたいな話だったけども。この件については、つい最近もこの6号をよく使う方が、この地権者の方と最近も話をされているんです。やっぱり協力が得られそうでないという情報を私もらっているんですよ。ここへ来て、急に言われたって、そういう情報を総合的に勘案したら、本当にそうなのかと、はっきり言って、そんな簡単にできるものなら何で今までやらなかったんだと、こういう話ですよ。だから、一定の進展というのは、どういう内容なのかと聞いているんですよ。お話を聞いていただきました、それが一定の進展なのか。それだけじゃ不十分じゃろうというて聞いているんです。どうなんですか。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）何回も答弁させていただきますが、交渉ごとというのは非常にナーバスな案件でございます。議員さんもいろいろ御協力いただきまして、お話もさせていただいたこともよく存じ上げております。非常にナーバスな話であって、全くお話を聞いていただけない段階から、ある程度お話を聞いていただけるようになった、これはある意味、一定の成果であり、これから話を詰めることによって御協力がいただけるかどうかという非常に岐路に立ったような段階でございますので、そこは気を抜かずにしつかり地権者の方と話をさせていただきまして、御協力がいただけるよう、最大限努力をしてみたいです。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）次に、最後の土木技師の確保の問題ですけれども、5月に募集して10人応募があつて、その中から2名を採用されるんだろうけどもですよ、人員確保すればいいという職種じゃないんですよ。計画的に教育か何かしていきますとか、職員の負担軽減

に努めてまいりますとかいうことだけでも、一番問題は中核になって住民と接しているベテランの職員が次々と辞めていくと、こういう現状があるわけですよ。ここ、何か問題があるんじゃないかと言っているわけですよ。今回も係長が、3月末になって、私、全然知らなくて、人事のあれには出ておったらしいけども、本人が突然挨拶するから、えっという話ですよ。あんた、辞めたら、後、困るだろう、どうなるんやと。状況というのはこっちも分かっているから、あんたの気持ちはよう分かるよ、海田町大変で、と言ったんです。何が大変かいうたら、人さえ確保すりゃ済む問題じゃないから、この土木技師というのは。ずっといろんな土木の事業の経過があるわけですから、その経過を踏まえて、その状況を把握した上で住民と話をしないと話が通じないんですよ。特に、災害復旧絡みだとか何だとかと言うと、最近、もう近所の人なんかも、あれが辞めたらしいけどもどうしたんやとか言うから、辞めてなんか県に行くみたいだ言うたら、あと、誰に言やいいんだと、こういう話ですよ。あと、後任の名前は聞いてるけども、建設課から。その名前を直に言ったって話は通じませんよ。だから、どう言うかいうと、話して分かるのは課長しかいないから課長に話をしたらどうかと言ってる。実際に課長に話ししよるけども。そういう状況なんですよ。仮に、誰が後任だから、その職員に言ったって話は通じないですよ。何が不満かいうたら、役場は報告・連絡・相談が悪いと、こう言って住民の批判が出てくるのがおちですよ。全く引継ぎがされていない。そういうのがもう見えているから、もう課長にしなさい。課長に言ってますが、ほとんどの仕事が課長のところに来てるんじゃない。課長はたまったもんじゃないでしょう。課長が担当の仕事までしよるんだから。担当はおつてもちゃんと機能するかどうか。ほかの職種なら決められたルーティンワークやるんだったら、それで済みますよ。だけど、土木技師というのは非常に特殊な仕事だから、そういうもんじゃないんですよ。ずっと一緒に現場を踏んで育ってくる仕事でしょう。それどうなんですか。そういう簡単な仕事じゃないでしょう。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）町長の第1答弁でも申し上げましたとおり、今、様々な負担軽減というのは取り組みさせていただいております。しかし、平成30年の西日本豪雨災害以降は、災害復旧やインフラ強靱化などの対応に追われ、中でも、昨年度事故繰越で施工いたしました西ノ谷川支川の改修工事は、職員に大きな負担をかけることになったという具合に思っております。結果的に、この工事に従事した職員がいずれも職場を離れるこ

とにつながっております。本工事では、地元対応や関係機関などの協議調整事項が多く、工事スケジュールもタイトであったことに加え、県の砂防えん堤の工事着手までに完成させることが強く求められたことなどから、難易度が高く、難しい工事であったことは確かでございます。更に、施工中には新型コロナの感染症で苦しんでいた職員等もありまして、非常に頑張って仕事をしておりましたが、報われない虚しさを感じることもありました。地域の避難路確保のためにはどうしても必要な工事だということを、職員は理解しており、最後まで頑張ってくれております。職場を離れる要因は様々でございますが、多忙な業務の中で、私たち管理職の配慮が十分でなかったことは共通した要因であり、真摯に反省すべきところでございます。今後は、土木職員の確保や技術力向上に取り組むのは当然でございますが、これまで以上に職員の勤務状況に目を配り、早期に適切な対応を心掛けることで、職員一人ひとりが、海田町の土木工事にやりがいや誇りを持てるように頑張って取り組んでまいります。

○9番（下岡）終わります。

○議長（桑原）4番、小田議員。

○4番（小田）4番、小田です。今回は2項目にわたってお尋ねをいたします。

まず初めに、町営住宅の連帯保証人について。国は2018年3月、身寄りのない単身高齢者の増加に伴い保証人の確保が難しくなるとして、各自治体に保証人の規定を削除した条例案を例示し、規定を設ける場合も保証人に請求できる上限額を定めるよう通知いたしました。これを受け、2020年4月以降、県と広島市、府中市など11市町が保証人を不要といたしました。代わりに家賃を肩代わりする義務を負わない緊急連絡人の連絡先を求めています。このとき、本町においても、保証人をそれまでの2人から1人にいたしました。この時点で不要にするよう求めましたが、家賃滞納時のため不要にはできないと答弁がございました。しかし、専門家は、公営住宅がセーフティネットの役割を果たすため、保証人に代わる手だての必要性を指摘しております。現に、保証人がいないため公営住宅への応募を諦めたケースもあります。また、遠方にいる保証人に書類等を求めるには手間もお金もかかります。こうした苦勞が、保証人を不要とすることで解消されます。本町でも連帯保証人を不要とするべきだと考えますが、いかがでしょうか。

次に、ユニバーサルトイレについて。ユニバーサルトイレとは多機能トイレを指し示したものです。車椅子使用者が利用できる広さや手すりなどに加え、オストメイト対応の設備、おむつ替えシート、ベビーチェアなどを備えることと記されております。しか

し、多くの場合、おむつ替えシートは赤ちゃん用の小さなものです。これでは医療的ケア児や高齢者など大人のおむつ替えに対応したものではありません。外出するとき、一番に考えるのはトイレ事情ではないでしょうか。大人用のおむつ替え台がなければ、医療的ケア児の保護者もおむつを必要としている方も安心して外出することはできません。こうした方が安心して外出できるよう、まずは町内の公共施設の多機能トイレに大人用のおむつ替え台を設置してはいかがでしょうか。以上、答弁を求めます。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）小田議員の質問に答弁いたします。まず、町営住宅の連帯保証人についての質問でございますが、国の通知では、公営住宅への入居に際しての保証人の取扱いについて、事業主体の判断に委ねており、住宅困窮者の公営住宅への入居に支障が生じないように、地域の実情に応じて総合的に勘案して適切に対応するよう要請しております。本町においては、この趣旨を踏まえ、令和2年3月に条例改正を行い、入居を希望する方の努力にもかかわらず保証人が見つからないなど特別な事情がある場合には保証人を必要としない規定を設けたところであり、町営住宅が一定のセーフティネットの役割を果たしているものと考えております。なお、連帯保証人を確保する目的は、債務保証の履行と抑止効果が期待できることや緊急時の連絡先の把握等にあることから、現行の規定を継続してまいりたいと考えております。

続きまして、ユニバーサルトイレについての質問でございますが、大人用のおむつ替え台は高齢者や障がいのある方などに必要な状況はあるものと認識しております。町内の公共施設等のうち福祉センターと織田幹雄スクエアの多目的トイレ及び町立中学校の屋外多目的トイレには既に設置しており、新庁舎の多目的トイレにも設置いたしますが、その他の施設については順次設置が可能な多目的トイレへの設置を検討してまいります。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）それでは、再質問させていただきます。まず、連帯保証人についてでございますが、この答弁書に、令和2年3月に条例改正を行い、入居を希望する方の努力にもかかわらず保証人が見つからないなど特別な事情がある場合には、と答弁がございました。この特別な事情とはどのような場合を指し示すのでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）答弁のほうにも少し書かせていただいておりますが、議員さん御指

摘のとおり、なかなか保証人が見つからない方というのは、現在の社会情勢におきますと当然考えられることですので、基本的には見つけていただきたいとは考えておりますが、どうしても努力しても見つからない場合、そういった場合には、そういった特別の事情として、その方からお伺いしながら、その辺については判断をさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）ただいまの御答弁ですと、努力をしたのかしていないのか、どうやって見分けるのか、その点についてお答えいただけますか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）これはやはり実際に、直接、細かなことをお聞きしないと、正直、分からないというふうには思っております。一律的に、ですから、決めつけるというふうなことは考えておりませんで、個別具体的にいろいろな状況を確認しながら、その辺は判断させていただければというふうに考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）この答弁書を読んでもただいまの御答弁を聞いても、保証人をなくせない理由が明確ではないというふうに私には思えてならないのですが、保証人を1人残すという明確な理由としては、この最後に、答弁書にありますように、債務保証の履行と抑止効果が期待できることや緊急時の連絡先の把握等にあることというふうに考えてよろしいのでしょうか。それであれば、広島県や他市町では保証人を不要としてもこれらのことができているというふうに考えます。他市町でできていることが、なぜ海田町ではできないのか、そこを御答弁願えますか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）これについては各自治体のほうで判断をしていくということになるかと思えます。やはり、外してはならないのは、議員さんが先ほどおっしゃっていたように、住宅のセーフティネット、これは外せないということですのでございます。ですから、どうしても連帯保証人がないと絶対入れないとか、そういうことはないということで、特別な事情のある方については入れますよと。ただ、一方で義務というのもあります。その中で、実際に、どうしても御本人がお支払いが難しい場合であったり、そういった場合とか、それとか特別にその方以外に連絡を取りたい場合に、どうしても必要なときというのが出てまいりますので、これについては、その方の義務の果たせる範囲の中で

やっていただきたいということで、町としては、そういった全体の中で必要である、継続すべきという考え方でこの度答弁をさせていただいたものでございます。

○議長（桑原）小田議員。

○４番（小田）保証人を不要とした場合でも、緊急連絡先は求めているので、そこはなくても大丈夫なんじゃないかなというふうに思いますが、その前段の部分ですよね。なので、特別な事情がある場合にはというふうに答弁いただきましたけれども、これは住民の方には伝わっていないことだと思うんです。町営住宅、公営住宅に入る場合には連帯保証人が必要なんだという認識の下、町民の皆さんは応募されると思うんです。ここがあるので、町営住宅を申し込むのを諦めたという方もいらっしゃると思いますので、その方たちに対してはどのような手だてを考えておられるのか御答弁願えますか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）今回、議員さんから御質問をいただいたときに、これまでちょっと入れていなかった文言を付け加えさせていただきました。この６月の募集の中で、そういった連帯保証人の関係で、御相談のある方は申し出てくださいと、そういうことで一言入れました。今後につきましても、議員さん御指摘のことを踏まえて、そういった御事情のある方、そういった方々に寄り添う形で周知のほうをやってまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○４番（小田）連帯保証人を見つけるのが難しい方に対しては、そのような文言を加えることで周知がされるものと信じたいですけれども、もう少し広報していただけると、応募しようと思わないとその資料は取りに来られないと思うので、そこをもう少し周知徹底していただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）ただいま御指摘のありましたことを踏まえて、今後そういった周知の在り方について見直しを図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○４番（小田）ではそのようにしていただいて、保証人の確保が難しいと思われる方でも町営住宅の応募を諦めることがないようにお願いしたいと思います。

続いて、ユニバーサルトイレについてですが、既に、福祉センターと織田スクエアの多目的トイレと町立中学校の屋外多目的トイレには設置をしているということですが、

中学校は屋外、なぜ屋外なんですか。屋内トイレには難しい、屋内には多目的トイレがないから、どちらでしょう。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）利用頻度の部分で、通常の学校におきましては、特定の児童生徒の活用というところでトイレのほうを考えております。外につきましては、社会体育等もあって、開放の状況もありますので、一般のことも鑑みて設置されたものというふうに考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）じゃあ、医療的ケア児は外のトイレを利用しなければならないという考えでよろしいでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）医療的ケア児の対応につきましては、例えば、教室等での着替えであったり、それから保健室等での対応であったりというところで、トイレと併用しまして、着替えであったり、必要に応じて対応するという事で現在やっております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）今現在、そういうふうに対応しておられるということなんですけれども、医療的ケア児の側からすると、ほかの生徒と分けられているというような認識になるかと思います。トイレを利用するのは健常者であっても障がいを持つ方であっても医療的ケア児であっても同じだと思うんです。ですので、医療的ケア児だけ保健室を使ってとか、教室を使ってというのは少し違和感がありますが、そこについては教育委員会として違和感は持っておられないのでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）一言で医療的ケア児とあれされるんですけど、どうしても、介護が必要な子どもですので、当然、成人、家庭で医療のケアをすることと若干違うんですね、やはり。それともう一つは学校施設に様々なもの、大人が使用するものと同じように付けなければならないというものではちょっとないんですよ。というのが、余分なものがあればあるほど、普通の生活において支障になったり、そのことが、ある意味ではけがのあれになったり、多目的トイレといいながら、結構、子どもたちはそこへ忍び込んだり、いろんなことを起こすんです。それからすると、普通の公共施設のトイレと学校のトイレというのは、ようよう考えていかないと、要るから必ず全部付けにゃいけないというような

ことではないのと、医療的ケア児でもいろいろあるので、様々な事情が。今、正直、医療的ケア児、対象の者もありますけど、これは自分でトイレは行きます、トイレは自分で行くんです。だから、一言で医療的ケア児といっても様々な事情があるので、それに応じた対応はしていきたいと思います。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）今後、そのような事例が生じた場合には対応していただくというような認識でよろしいでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）特別支援教育の立場から、ユニバーサルな施設改善はその都度していくつもりでおります。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）新庁舎トイレにも設置をしていただくということでございますけれども、これは各階にという認識でよろしいですか。それとも、1階にとか2階に、階を区切って設置をしていただけるという、どのような認識でしょうか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）設置につきましては、3階の設置を考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）なぜ3階なのでしょう。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）1階、2階につきましては、ベビーチェア、ベビーシートの設置をさせていただきます。3階に大人用のおむつ替え台を設置させていただきますして、適切な案内等をした上で、スムーズに活用していただくということで3階に設置させていただいております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）では、そのような対応をお願いしたいと思います。順次設置が可能な多目的トイレへの設置も検討してまいりますとございますが、こういったスケジュールで対応していただけるのかお答えいただけますか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）大規模改修等に合わせまして、有利な財源の活用等も検討しながら順次設置したいと考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）今、御答弁いただいたように、順次設置をしていただいて、おむつ替え台が必要な方に配慮していただいた海田町にしていきたいなというふうに思います。最後に一つ付け加えるとすれば、私は、一般質問で多機能トイレと表現をさせていただきました。それは多目的トイレというのが、印象的にふさわしくないというような事例もありましたので、トイレというのは、目的は一つですので、目的が多目的ではなく多機能トイレというのが正しいのではないのかなというふうに思いますが、その辺の細かい文言のことですけれども、改めていただける可能性はあるのでしょうか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）議員さんのおっしゃられるとおりだろうと思います。そこは我々も正しい用語が使えるように変更してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）小田議員。

○4番（小田）正しい文言を使っていただいて、全ての方が利用しやすいようなトイレにしていきたいというふうにお問い合わせ、再質問を終わります。

○議長（桑原）6番、大高下議員。

○6番（大高下）6番、大高下です。本日は2点にわたって質問いたします。

1点目、自転車用ヘルメット購入に助成を。道路交通法の一部が改正され、2023年4月1日から自転車に乗る人全てに対してヘルメット着用が努力義務になりました。努力義務とは、ヘルメットを着用するよう努めなくてはならないということで罰則はありません。ヘルメット着用の重要な役割は自転車の死亡事故を防ぐことです。警察の見解では、自転車の交通死亡事故で7割が頭のけが、ヘルメットなしの場合、致死率は約2.3倍高くなると言います。全国の自治体では、ヘルメットの重要性を踏まえて普及の促進とヘルメット購入に助成をする制度が広がっています。我が町も助成を検討してはどうか。

二つ目、中学校給食について。令和2年4月1日より民間委託の給食が始まり3年が経ちました。大きな事故もなく来ていると思いますが、この機会にいろいろな方面から総括をしてはどうですか。1、生徒、保護者からどのように意見や要望を吸い上げておられますか。2、給食に関するアンケートを定期的に生徒、保護者から実施してはどうか。3、政府は異次元の少子化対策を検討しています。その中に給食費の無償化もあり、町として検討してはどうか、よろしくお願いします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）大高下議員の質問の１点目については私から、２点目については教育委員会から答弁をいたします。

自転車用ヘルメット購入に対する助成についての質問でございますが、本年４月から、自転車を運転する全ての人にヘルメット着用が努力義務化されました。しかしながら、全国的にヘルメットを着用している人の割合が少ないことは認識しております。議員御指摘のとおり、ヘルメット着用の有無により自転車事故における致死率に大きく差が出るとの報告がございます。本町としても、自転車乗用中にヘルメットを着用することで死亡事故の削減につながることから、ヘルメット着用の啓発に努めるとともに今後のヘルメット着用率の推移を見ながら必要な対応を検討してまいります。

それでは、２点目については教育委員会から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）大高下議員の質問に答弁いたします。中学校給食についての質問でございますが、１点目につきましては、中学校給食についての意見や要望につきましては、日頃の生徒の日常の会話等々、保護者との懇談会、また、学校教育意識調査等の結果で把握しております。２点目については、意見、要望につきましては、毎年度、学校教育意識調査を実施しまして、給食の満足度に加え、自由記述でも意見を書いていただくということができるようしております。引き続いて、この調査を行ってまいります。３点目については、財源の確保等の難しさがあり、国の動向を注視しまして、今後も調査研究を進めてまいります。以上です。

○議長（桑原）大高下議員。

○６番（大高下）それでは、再質問させていただきます。この４月から義務化が始まったのですが、見てのとおり、ほとんどの人が変わってないみたいな気がするんですよ。こちらのちょっと認識、町としてどうなのか、この現状に対してどういう認識を持っておられるのか、まずはお答えください。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）この４月から、自転車乗用時におけるヘルメットの着用が努力義務化されておりますが、現状としてヘルメットの着用率が低いということは認識しております。議員さん御提案のとおり、ヘルメットの着用率が低いことについては、費用負担の面もあると思いますが、まずヘルメットの持ち運びの煩わしさや髪形が崩れること

を気にする方が多いというのも大きな要因ではないかと考えられます。また、努力義務化されたことを知らない方もいるかと思います。ヘルメットの着用の必要性等について、着用することで死亡事故が軽減されるということも数値が具体的に出ていますので、そういった御自分の命を守るために必要なものであるということを啓発してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）今、お聞きしたんですけど、町として、具体的な取組を今までされておりますか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）今までも本町では、海田町交通安全協会や海田警察署と連携しまして、春夏秋冬末に交通安全運動の街頭キャンペーンを実施しております。この5月にもキャンペーンを実施いたしました。その際に、自転車のヘルメットの着用が努力義務化されたということが書かれているチラシ等を配布しております。そのほかにも小中学校で実施している交通安全教室でもヘルメット着用について指導しております。そのほか啓発等活動も行っております。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）いろいろされておるとは思いますが、何か結果が出てないような気がするんですよ。そういう意味では、もっともっとこの運動というか、ヘルメットについて運動を起こしていかにやいけんのじゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長（桑原）町民生活課長。

○町民生活課長（水川）なかなか意識を変えるのは難しいと思いますが、今後も啓発に努めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）まあ、そういう意味で今回提案させていただいたのは、ヘルメット助成という大きなきっかけをつくって、海田町としても取り組んでほしいという思いで、今回、ヘルメットに助成ということを提案いたしました。それで、その中で、今、一番進んだる県が愛媛県、愛媛県では2015年頃、高校生が、何件か死亡事故が発生いたしました。それをきっかけに、全県挙げてヘルメットとか自転車のマナーの指導とかを全体で取り組んで、すごい全体の3割が今ヘルメット着用と。高校生、中学生に至っては100パーセントのヘルメット使用という結果を出しております。そういう意味でも、まだまだ

海田町、本当にこれは町民の安全がかかっておることですし、そういう意味じゃ、まだまだ手ぬるいんじゃないかという気がしております。それで、一つ提案なんですけど、全体が難しいんなら、せめて高校生までヘルメットに助成するという考えはありませんか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）町長答弁もありましたように、さすがに、なかなか、4月1日から始まったのに着用がないというのは、非常に我々も残念なところではございます。こういって中では、やはり一番、自転車で活動が多い高校生等は、やはり一番危ないところだろうとは思いますが。町内にも2校の高校がございまして、随分の方が自転車で通学されているということもありますので、まずは、積極的にそういったところに呼び掛けて、ヘルメットを着用していただけるように御指導いただけるように、町のほうからも指導なり啓発のほうをしてまいりたいと。まずは、そこから始めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）しっかり取り組んでいただきたいと思います。これで自転車の分は終わります。

あと、中学校給食なんですけど、3年経って全ての生徒が給食を体験したということなんですけど、最初、始めた頃の反応と現在の反応はどうですか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）中学校給食を始めた頃は大変ありがたがられて、満足度が良かったんです。だんだん味について、満足度がちょっとずつありまして、でも、私も毎年、行ってから試食しますが、許せないような味じゃないので十分だと思っております。それと、事故とか、あるいは中止、例えば交通機関が麻痺して中止したとかというのは、この3年間一度もなかったんです。そういう点で許せる範囲内の満足ではないかと思っております。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）おおむね良しということなんですけど、なんかこう、保護者のほうからとか生徒のほうから、指摘というのは言われなかったですか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）まず指摘というところではありますと、先ほどもありました学校意識調

査の中の自由記述の中で、先ほど教育長答弁にもありましたように、味が薄いであるとか、色味がもうちょっといいものというふうなことは数件ございます。小学校から入学してきたときには自校給食からセンター給食に変わりますので、その変わり目のところで、やはり見ていたものが違うという変化のところで、やっぱり1年生からの御意見というところは、保護者も含めていただくんですけども、先ほどありました3年生に上がるにつれて、やはり、その部分は払拭されていくというところがございます。先ほどもありました学校意識調査の中で顕著だったのは、令和元年が始まる前の年が、六十数パーセントだったのが、食育のアンケートが、次の年、令和2年の開始と同時に、やっぱり80パーセント超えたんですね。そういうふうなところでいくと、おおむね了解を得ているというふうに考えております。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）提案しました定期的なアンケートというのは実施してもらえませんか。

○議長（桑原）学校教育課長。

○学校教育課長（小村）アンケートについてでございますけども、毎年度、12月頃に全世帯を対象としてアンケートのほうを実施させていただいております。食育に関するところの満足度であったり、自由記述によって御意見をいただくという場を設けさせていただいているところでございます。

○議長（桑原）大高下議員。

○6番（大高下）この度、ちょうど3年経ったということで、この学校給食について質問させていただきました。以上で終わります。

○議長（桑原）1番、石橋議員。

○1番（石橋）1番、石橋です。新型コロナウイルス感染症対策が2類から5類へ変更になり、対策本部が廃止となりました。関係者の皆様にはいろいろお世話になりました。しかし、インフルエンザなどがありますので、油断は禁物です。更なる収束に向けて過ごしてまいりたいと願います。

それでは、一般質問に入らせていただきます。全ての有権者が投票に行けるために。今年は地方統一選挙の年で、各地で選挙が行われています。最近投票年齢を18歳以上に引き下げ、選挙が行われてきましたが、投票率は衆院選、参院選とともに年代別の差が大きいようです。突出して低いのは20代で、1989年以降は過半数を割り込んでいます。10代に関しても18歳以上に選挙権が引き下げられた直後は話題になりましたが、決

して投票率の上昇に転じてはいないようです。広島県選管の報告では、2021年、衆院選挙の広島県内小選挙区年代別投票率は20から24歳が31.63パーセントで最も低く、18歳、19歳が34.83パーセントで続きます。若者の政治への関心が低いと言われても仕方ありません。最高は75歳から79歳で73.07パーセントでした。ア、若者への選挙周知については。選挙は投票日に地元でするものと思い込んでいて、投票日に選挙に行けないから諦めるという方も多く見受けられます。そして、いつしか行かないことが習慣になり、投票率低下には歯止めがかかりません。投票日に行けない方のために期日前投票や不在者投票がありますが、このような投票方法を知らず、諦めてしまう方を減らすために高校在学中の対応が必要ではないでしょうか。住民票を移さずに大学などに通っている学生についても、不在者投票手続きを簡素化する対応が必要とも言えます。選挙の動向を調べるなども含め、町としてどのように考え、対応されますか。イ、介護の必要な方や障がいのある方への選挙投票対応は。次に、ある介護施設では利用者が選挙に行く場合、動ける方は自身で選挙に行き、当日又は期日前投票で投票され、自身での移動が困難な方は施設での不在者投票により対応しているようです。しかし、家庭で介護ケアされている方はどのようになっているかを調べますと、連れて行けないので、ケアしている家族とともに自身も棄権した方が多くありました。また、障がいのある方の通所施設では、職員による十分な対応ができないので、家族に任せていると話されました。通所されている家族は自分1人では連れて行けないので、棄権せざるを得なかった、家で練習して一緒に行ったと様々ですが、棄権した家族がやはり多いようです。全ての有権者が投票に行きやすいように、様々な工夫をすることが必要と考えられます。投票をめぐる課題は、移動・環境・情報が入らないことから生じると言われています。選挙管理委員会としては、介護ケアの必要な方、障がいのある方への投票をどのように促してきましたか。また、福祉部局、福祉団体との協力関係はどのようになっていますか。今後どのように対応されますか。

大きく2、地域防災公園について。公園は、災害発生時の緊急避難の場・一時避難生活の場となり、救護活動・復旧活動の拠点になります。街区公園も避難所としての機能を担うとされています。ただし、現在の町内における各公園の出入口についての現状は、防災の観点から考えますと、再検討が必要です。寺迫公園を例に挙げると、町道6号線に面した勾配のある道路沿いの公園ですが、道路面の出入口は中央に1か所あるだけです。特に寺迫公園のように横面が広い勾配のある場所は、道路面に対して右、左、中央

と3か所に分散して出入口設置の必要があると考えます。緩やかな坂であっても、すぐに公園内に入ることができて安心できる配慮は必要です。防災公園の役目として避難しやすい公園の出入口確保の対策をお聞かせください。そして、安心して防災公園として利用するためには、全ての公園が町所有になる必要もあります。町としての考えはいかがでしょうか。以上、大きく2点、答弁を求めます。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）石橋議員の質問の1点目については選挙管理委員会から、2点目については私から答弁をいたします。

地域防災公園についての質問でございますが、1点目については、地域防災計画で定められている指定緊急避難場所として、現在の出入口が妥当かどうかについて、周囲の状況や地域住民の意見を踏まえ、個別具体的に検討をしております。2点目については、指定緊急避難場所としての公園である都市公園は、1か所以外は全て国、県、JRが所有する高架下や河川敷になっておりますが、引き続き、公園としての利用が可能であると考えております。残る個人所有の1か所については、今後、買収する方向で相手方と協議を進めております。

それでは、1点目については選挙管理委員会から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（丹羽）では、石橋議員の質問に答弁いたします。全ての有権者が投票できるための質問でございますが、若年者に対する主権者教育は投票率の向上に大変重要なことと認識しております。1点目の高等学校への啓発につきましては、町内の高等学校において総務省が作成した副教材を使った選挙に関する授業が行われていると伺っております。併せて、毎年、出前講座の実施についてお願いをしております。次に、住民票を移動させない大学生のための不在者投票の手続きの簡素化につきましては、進学の場合でも住民基本台帳法に基づき、原則、住民票を移動させるべきであり、総務省でもそのように広報しているところでございます。2点目の当日投票や期日前投票が困難な方への投票の呼び掛けについては、指定施設等で投票できる制度も設けられており、希望する方が投票できるように病院や高齢者施設などに必要な書類をお送りして啓発を行っております。また、在宅で投票所へ行くことが困難な方には、障がい等の種別に応じ、郵便による投票の制度がありますので、これを選挙チラシで周知しており、

制度を利用して投票されている方もおられます。引き続き、選挙のために制度の周知を行ってまいります。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）それでは、2点目の地域防災のことについてお伺いさせていただきます。

今、J Rの高架下とかそういうふうに緊急指定されているところ、住民の意見を踏まえ、個別具体的に検討してまいりますとおっしゃいますが、どのような検討を想定されておられますでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）まずは、やはり地域の方々が実際、それを必要とされているかどうかというのがまず1点にあると思います。それと、議員さんのおっしゃるように、防災公園として本当に必要なのかどうか、これらについては内部で防災課と個別具体的に検討しながら、その辺は見極めをさせていただければというふうに思っております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）今、返答の中に、地域住民が必要とされている、また、防災公園で内部と検討するとおっしゃいましたが、海田町の指定緊急避難所は22か所あります。特に瀬野川沿いにある昭和公園などは、土砂、地震、津波、高潮、洪水、内水の全ての条件を満たしています。ここも細長い公園で左右から入れます。途中入場は不可です。こういうところは地域住民の方というのはどのような対応をされるのでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）地域住民ということで、いわゆる自治会長の皆様方にまずお聞きしながら、実際に、自治会長さんというのは、いろんな方からイベントであったり、実際に避難訓練をされるときであったり、そういった生の情報が入ってくると思います。そういった自治会長さんであったり、自治会の皆様方の御意見を踏まえながら、その辺は検討してまいりたい、こういうふうに思います。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）自治会長さんと言われましたけれども、昭和公園は川の縁にあって、本当に一般の人が利用している、それから休憩所に利用している、子どもたちが遊んでいる、そのような場所ですけれども、そこは950人収容としております。途中入場が不可な場所でありますけれども、この950人は本当に入るんだろうかと。また、先に例で出しました寺迫公園は1,700人収容で、土砂以外は地震対応、全部できるんですね。ということは、

本当にその1,700人が、皆さん全員行かれるかどうか分かりませんが、一応、収容に即したそのやり方、手法があると考えますが、そこら辺のところはどのように自治会長さんなどに提案し、そういう方向性を促すようにされるのでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）収容人数のことについて、私のほうからなかなかお答えにございますが、ただ、それぞれ地域において身近な公園、これが先ほどおっしゃっていただいた指定緊急避難場所ということになります。これについては各防災訓練などにおいて、その辺、実際に歩いて、そこまで行かれて、そして避難場所に行かれるというようなことで、これは最近ではコロナの関係でなかなかできてなかったところもあると思いますが、その辺は実際に身をもって体験されておられますので、その辺は地域の実情に応じて、実際に皆さんが何人集まって、何人というふうな形で避難されるかというのは、そういったところの中で御意見をいただければというふうに思います。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）公園の避難場所、地域の方に相談をしながらというふうな今答弁がありましたけれども、公園の避難場所はその場所その場所で収容人数も示されておりますけれども、平米数で人数が決まっているのではないかというふうに判断しますが、公園に最近、防災倉庫などは設置されて狭くなっている場所もあると感じております。公園をめぐって思うんですけれども、現場を見て防災に適しているのかどうか再検討も必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）内部で、防災課と一緒に、その辺、適切かどうか、その辺は内部で検討してまいりたいと思います。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）町長答弁にもありましたが、県道下の空間も一つの避難場所として想定できるのではないかというふうに検討されておられましたので、そういう面も含めて、この防災公園、防災課と一緒に再検討をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（宮垣）この辺りのほうも公園担当と一緒に検討して、適正な運営のほうを行ってまいりたいと思っております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）適正によりしく願ひいたします。

それでは、1項目のほうをちょっと、全ての有権者が投票に行けるためにというところを再質問させていただきます。ここでは、不在者投票手続きを特化しまして、1番に、有権者が投票できるために、総務省が作成した副教材を使った選挙に関する授業が行われていると伺っております。また、出前講座実施についてお願いしておりますと言われましたけれども、どのぐらいの出前講座の利用者があるのでしょうか。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記。

○選挙管理委員会書記（中村）出前講座につきましては、コロナ等で最近はできておりませんけれども、平成29年の2月に町内の高校において実施させていただいております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）また、ここでは不在者投票手続きを特化したというふうな対応で表現させていただきましたけれども、教育の現場では、やはりこの不在者投票、動向をどのように調べておられますでしょうか。そこをちょっとお伺いしたいと思います。町がどのように、10代、それから20代の人たちが投票にどのように行っているのか、そういう動向調査はどのようになっておりますでしょうか。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（丹羽）こちらのほうは、選挙の度に県等から調査ものが来まして、年代ごとに投票率を報告するようになっておりますので、そちらのほうで我々も現状を把握しておるところでございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）では、海田町ではどのような形になっておりますでしょうか。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（丹羽）先ほど、議員御指摘のとおり、18歳から20歳というのは割と投票されるというのはあるんですが、その次の年代が投票率が低くなっておるのが現状でございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）そういうふうな現状が分かっているということは、やはり教育現場への常時啓発活動、推進も必要です。なぜならば小中学生は将来の有権者なんですね。学校教育の場でも政治的、社会的に対する問題提起や判断力を養うために、主権者教育も考え

られますけれども、教育の現場ではこのことをどのように捉えておられますでしょうか。

○議長（桑原）教育次長。

○教育次長（森山）主権者教育、小中学校につきまして、具体的なものとしましてはこども議会が一番大きいと思います。そのほか町の選挙管理委員会を通しまして、書籍等の配布もしていただいております、中学校2年生、3年生につきましてはその書籍を基に社会科とか公民科の中で選挙の制度であったりというものを学習しているところでございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）今も言いましたように、小学校、中学校の学生は将来の有権者ですので、主権者教育、この主権者教育というものを、様々な利害が複雑に絡み合う政治、社会課題についてできるだけ多くの合意を形成して、現在と未来のために、社会をつくるために政治参画、これが必要なんだということを目指しているというふうに考えられておりますので、この主権者を育成していくということも注視していただければと思います。それから次に、介護の必要の方や障がいのある方への選挙対応のところでございますが、選挙の期日前投票所を、ちょっと提案でもありますが、期日前投票所を増やすことはできないでしょうか。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（丹羽）これまで、町選挙管理委員会としては役場1か所で期日前投票をしていたところを、やはり、選挙機会の確保ということで、海田東公民館のほうに期日前投票所を設けて現在やっております。年々、そこら辺は周知できてきたのかなというところで、これからも町内2か所を期日前投票所として実施してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）先ほど、お話ししましたように、介護度により投票所に行けない方もあるんですね。そうなりますと、よく移動の障がいというのがあると思うんですが、投票所へ行けない方のために、移動投票所などは設けることはないでしょうか。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（丹羽）これまでも移動投票所の議論もさせていただいたところでございますが、そういった方のために、障がいの種別において郵便投票制度というものがございます。これは先ほども申し上げましたが、選挙チラシ等で毎回必ず周知

を図っておるところでございますし、実際に投票いただいておりますところでございます。
そういったところも周知を図っていきまして、実際に外出できない方についてはそういった制度の活用というものを広報してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）広報と言われますけれども、では、目に障がいのある方に点字郵便とか、そういうふうにされておられるのでしょうか。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（丹羽）点字郵便というところまでは実施はしておりません。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）それでは、音声郵便というような手法もありますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（丹羽）そこまでの法定の制度というものはございませんので、本町におきましては実施しておりません。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）今、最初にお話ししましたように、情報の壁というものがあると思うんですね。では、もう一つ伺います。耳の聞こえない方に対して手話通訳者を置いたりはされておられますでしょうか。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（丹羽）投票所への手話通訳者の配置というのはございません。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）今、言いましたように、全ての面において、本当に体が不自由な方、それから障がいのある方に対しての配慮というものが欠けているように思います。いろんな場所で、こういう障がいの方に、ハンディがある方に対して優しさというものがすごく感じられません。先ほど、点字郵便の話をしたところ、そういう規約がないので、規約いうんですか、やり方がないので国のほうから示されていないのでしてない。そうじゃなくて、こういうものがとても大事、障がいのある方に対しての配慮というものを必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（丹羽）全ての障がい者の方に対応ができればそれは一番いいものではございますが、選挙制度そのものの自体が公平性、公正性を確保することが大前提

になっておりますので、そこは選挙制度上できないものもあるのは確かでございます。

繰返しになりますが、全ての障がいに対応するというのは困難なものと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）公平性に欠けるというんだったら、点字、これは選挙の郵便ですよいうようなものが、ちゃんとよその地方ではきちっとやっておられるんですよ。点字をつけて外の外部に触ったら、これは選挙の案内なんだと、そういうものがないと、一緒に誰かと生活している方がおられて、その情報が後手後手に回っているというのが現状なので、それをちょっと指摘させていただいているんですけれども、この点字に対して、点字をこうシールを貼って、郵便を出すとか、それから、チラシを出しているとおっしゃいましたけれども、目の見えない方にそのチラシを出していただいてもどのようなチラシなのかというものが正しく分かるようにしておかないと、本当の公平性に欠けるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（丹羽）公平性もございますが、公正性というのもございます。

どなたに投票されたかこちらも判断できないもので投票されると、選挙というのは成り立たないというところもございます。ただ、議員御指摘の目の見えない方への投票というのは点字投票等もございますので、そこら辺で御案内することにより公平性を確保してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）福祉部局と福祉団体、海田町には福祉センターというのがありまして、いろいろなそういう障がいのある方に配慮ができるような団体もあると思うんですけれども、そういう方々との協力の方向性はないんでしょうか。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（丹羽）ボランティア等の方に氏名掲示の点字化、文字を点字してもらって投票していただくとか、そういった御協力はいただいております。そういったところは十分に活用してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）海田町は何もかも、今、ボランティアとおっしゃいましたけれども、ボランティアではなく本当に公平性ということを言いますと、点字郵便、それから音声郵便というような形もこの選挙に対しては、今言う、本当に皆さんが公平に、有権者が投票

に行けるためにどのようにしたいのかというのが見えてこないんですね。やはり、障がいのある方、そういう方に対しての配慮が伝わってこないんですよ。どうやったら皆さんが公平に行けるのか、公正性と言われましたけれども、何をもって公正とおっしゃっておられるのでしょうか。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（丹羽）やはり、一票一票が皆さんの意思でございますので、選挙というのははっきりとどの方にどの意思を持って投票されたかというのが分かる、他人が投票したものじゃない、御本人が投票したというのが確立して行って、初めて選挙は成り立つものと考えております。それが公正性だと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）それでは、具体的に言います。聴覚障がいの方が来られました。海田町では指差しボードなどを用意して、右に行くとか左に行くとか、誰なのかとか、そのようなものを用意したりされておられましたでしょうか。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（丹羽）すみません、指差しボードがどんなものかというのはよく分かりませんが、筆談等で会話をさせていただきながら選挙していただくことはございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）聴覚障がいの方が、やはり困ったときに教えてください、何を言っているのか聴覚障がいの方に困ったときに教えてくださいのボード、そういうものを作って、投票に行かれるような、安心して投票に行かれるような指差しボードというものを、私、今度持っていきますので見ていただければと思います。また、点字郵便、それから音声郵便、こういうものは郵便物が到着するとき、点字対応しているということを、沖縄県のところでは、浦添市などはやっておられるんですね。実際にやっておられるところがあるので、今回、ちょっと話させていただいたんですけれども、これ、点字郵便などは海田町ではできないのでしょうか。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（丹羽）できないことは、他の市町がしている限りはないと思います。すみません。我々も、全国各地いろんな制度を設けてやっておられるところはあるかと思うので、そういったところは調査研究をして、うちに取り入れられるも

のであれば、またうちでも取り入れられるようにしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）やはり、全ての有権者が投票に行けるように工夫することは必要だと思うんですよ。どこまでできるんでしょうか、これは。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（丹羽）どこまでできるかと言われても、すみません、全ての100パーセントの方に対応できるとは考えておりません。できるところからやっていきたいとは思っています。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）今、できるところからおっしゃいました。では、今、1か所の投票場所が2か所になりました。期日前投票もつくっております。では、便利なところへ投票所を置くという考えはないでしょうか。もっと便利なところですよ。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（丹羽）投票所を増やす、場所を変えれば投票率が上がるという、そこは、根拠がよく分かりませんが、現在2か所で期日前投票をさせていただいているところについては十分効果があり、これまた、当然に経費もかかってくることでございますので、そこら辺を調整しながら、現行のものが最適であるというところで結論を出させていただいているところでございます。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）そういうことで移動投票所をつくったらどうかと。動けない方がたくさんおられるんですね。介護しておられる方。そういうところが移動投票所を求めておられる。もしそういうのがあったら投票したい。そういうふうにおっしゃっておられるがゆえに、今回、こういう提案をさせていただいておりますが、その移動投票所に関してどのように考えておられますでしょうか。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（丹羽）繰返しになりますが、先ほど申し上げたとおり、郵便投票という制度もございます。まずはそういったところを活用していただき、我々も当然に広報はしていかなければならないと考えております。そういったとこで本町において、移動投票所というところまでは考えておりません。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）この2か所で、今度、選挙もどんどんあると思いますけれども、この投票率を上げるために、やはりいろんなことを皆さん考えておられます。全ての有権者が投票に行けるために工夫するということの考え方が一番大切だと思うんですね。広報的なものも必要でしょうけれど、やはり今言われたように公平性、公正性、これを調査検討しながらやっていくんだとおっしゃいますけれども、本当にその有権者が投票に行けるように工夫することも海田町として必要ではないかと思います。なぜならば、いつどこで誰が障がいと向き合うことになるか分からないからです。なので、実際に自分の身になって物事を考えていただきたいと考えております。ここら辺のところを海田町としてはどのように考えておられますでしょうか。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（丹羽）何も投票率が低いのは障がい者の方たちが投票に行けないからではなく、選挙というものは、議員もおっしゃるように主権者教育、行かなければならないという気持ちというのが大切なんだろうと思います。ですから、教育委員会のほうからも答弁ございましたが主権者教育というところをしっかりと行っていきながら、みんなが投票に行って、自分の1票を誰かに預ける、候補者に預ける、そういったところが必要だと思いますので、まずは、そこから行っていきながら、将来の投票率が向上できるようにそこは努めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）学校教育の中がとても大事だと、今おっしゃったわけなんですけど、主権者教育に関してどのように思っておられますでしょうか。

○議長（桑原）教育長。

○教育長（佐々木）主権者教育は当たり前ですけども、本日、通告になかったのも、本日私ども主権者教育について準備しておりませんので、失礼ですが。重要なことは当たり前です。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）突然に言ってしまったので、回答の中に主権者教育というものが入ってありましたので、一緒に言わせていただいた次第なんですけど、学校教育の中にも投票に行くことが社会を支えて、社会を変えることができる学びの場を与えていただきたいと思います。また、今回、全ての有権者が投票に行けるためにということで、大きく2点提案なり、また子どもたち、それから福祉団体、その協力に対してのことをち

よっと提案させていただいているわけなんですけれども、やはり、今言いましたように、郵便物、それから、そういう移動とか環境とか情報が入らないとか、本当に大きな課題があると私は考えておりますが、そのこのところをもう一度、移動に関してはどのように考えておられますでしょうか。

○議長（桑原）選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（丹羽）すいません、3回目の繰返しになろうかと思いますが、そういった家からの投票制度もございますので、そういったことを、制度を活用して投票していただきたいと考えております。

○議長（桑原）石橋議員。

○1番（石橋）3回も言っていたので、頭の中に入っておられると思うんですけれども、それが分かりやすいようにやっていただきたい。皆さんの心に訴えられるようにやっていただきたいということを最後にお話しさせていただいて、今回の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（桑原）説明員入替えのため、暫時休憩をいたします。再開は14時45分。

~~~~~○~~~~~

午後2時36分 休憩

午後2時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。一般質問を続行します。11番、久留島議員。

○11番（久留島）11番、久留島です。1問、質問いたします。職員の提案制度についてお尋ねします。事務や作業などの改善、経費の節減に寄与するアイデアに対しての提案は、職員の当事者意識と能力を引き出すための有効な施策であります。しかし、この制度は導入してからが重要で、形骸化させないためにも職員全員が参加できるようにして、日常業務に組み入れ、適切な評価を行う必要があります。日常業務の延長線上に改善提案を取り込み、提案のハードルを下げることも大切です。また、研修や自己研さんで得た知識を生かしたことを提案させ、有効な事例は現場に反映することが必要であります。内容に対しては必ず採用、不採用とその理由をつけて説明することが重要です。提案の単位は個人とグループがあります。個人の場合は非常勤職員やパート、アルバイトの職員からも参加できること、グループは職員同士の連帯感を増す効果、他部門のメンバー

参加で斬新なアイデア創出につながるケースにもなります。次のことについてお尋ねします。１番、過去３年間の提出件数は何件ありましたか。２番、採用された事例は何件ありましたか。３番、報奨制度はありますか。あれば内容をお尋ねします。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）久留島議員の質問に答弁いたします。議員の提案制度についての質問でございますが、１点目については、過去３年間の実績はありません。２点目については、採用された事例は制度開始から延べ４件でございます。３点目については、報奨制度があり、内容は最優秀賞、優秀賞、優良賞及び佳良賞で、最優秀賞が３万円などの賞金制度を定めております。今後は運用の改善を図ってまいります。失礼いたしました。最初の冒頭で議員の提案制度についてと言いましたが、職員の提案制度でございます。訂正しておわびいたします。

○議長（桑原）久留島議員。

○１１番（久留島）再質問させていただきます。答弁が何と３年間でゼロということですね。これは完全に制度が形骸化していると思われます。少ない、ゼロですからね。この原因は把握しておられますか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）これにつきましては、正直申し上げまして、周知不足もあろうかと思えます。

○議長（桑原）久留島議員。

○１１番（久留島）提案を増やしていくための取組は何かと思われますか。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）制度の周知というところも一つはあろうかと思いますが、まず、その業務の中で、議員の御指摘にもありましたように、業務の中で提案のハードルを下げていくというような運用面での改善も一つの手だと考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○１１番（久留島）もちろんそうですが、この提案が少ないということは、町長をはじめとした幹部職員の職場改善意識が低いと思われますが、職員の能力を引き出すための努力が足りないんじゃないんですか。職場改善に真剣に取り組み、成果を上げてもらいたいと思います。民間企業の場合は、これは本気になって職員の士気向上につながる仕組みをやっておるんですが、執行部は提案件数が少ないことを反省して、改善に取り組む

必要があると思われますか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）本町におきましても、全くその改善してないわけではなしに、日々の業務の中でいろんな改善をしておるところでございます。提案制度が、提案しなかったとしてもいろんなところでの改善というのは各職場でされているというふうに認識しておりますが、この制度がある以上、やはりこの制度を活用して、我々の思いつかないような提案というのも出て来ようと思いますので、そういったことがなされるよう、現在の運用を改善して、皆さんが提案できるような制度になればと考えています。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）それでは今までに私が経験したことを伝えたいと思うんですが、製造工場に勤めていたときに、現場の流れの職場の工員さんが、一応、どういうふうにこの提案していいか、職場改善をやりたいんだけど、具体的にその図面も描けないし、申請の用紙も書けない言われたんですね。私、行ってから、図面に落としてやって、その工程を、そして申請したらそれが表彰されまして、随分本人が喜んでおったんです。それと、海田町も以前から交通事故がようけあったんですね。その交通事故を改善させるために、高齢者講習といって警察と自動車学校とタイアップして、ちょうど私が30歳ぐらいのとき、今から50年前ですね、そのときに高齢者講習というのを毎年やっているんです。秋の交通安全週間の日曜日ですね。そして、いまだに警察から随分喜ばれておるんですが、そういうふうに長いこと続くのが一番いいですよ。そうすると、最初だけ、立ち上がったときだけ元気よくやっているんじゃないくて、それとその後、私が経験したのは国営企業なんです、郵便局で広島県で一応、西部のほうで106局、一つのブロックになっているんです。ここでやはり提案制度の立ち上げをしたんです。それで何から手を付けていいか分からんから、最初、海田町のクリーンキャンペーン、こんなのをやって、職員全員協力するように、そのクリーンキャンペーンが終わった後は地域の草刈りとか除草、それからごみ拾いですね、そんなところから始めたんですが、それで職場の人も何から手をつけていいか分からないんですね。それで、まず自分の知識の向上をさすために、宅建の試験とファイナンシャルプランナーというのがあるんですね、知識を高める、頭の体操ですね、これ。これを全員受験するように奨励したんです。随分広がって、郵政局の職員も全員受験するように最後にはなったんですが、その結果が随分良かったんですよ。そして、皆、自信をつけて、その資格を取ったら自信がついて、職場のいろん

な事務扱い、また現場の扱い、こういうことを随分提案制度をやってきたんです。また、最近、民営化したんですが、昨日聞いてみたら、やはり形骸化したんですね。やっぱり、誰かが音頭を取って奨励しないと、これは続かないんですね。だから、このところをしっかりとやっていただきたいと思うんですが、副町長、県のほうではどういうふうな施策をやって、その職員のやる気を起こさせているか、ちょっとお尋ねするんですが。

○議長（桑原） 副町長。

○副町長（山崎） お尋ねでしたので、県の施策について多少御紹介させていただきます。

県庁でも職員プロポーザル制度というのを設けておりましたが、これは当初は施策を提案するということで、例えば、実際に実現した施策を幾つか御紹介しますと、パスポート、旅券の早期交付、これを提案した職員がおりまして、担当課で検討しました結果、全国でも先駆けて、3日間で交付するという制度を立ち上げました。これについては手数料を取って特別な対応するというのを、もうこれは10年以上前ですけども、実現した事例もございます。それから、全国菓子博で障がい者の作るお菓子を販売してはどうかということを提案した職員がおりました。この職員につきましては、実際、検討しようということが決まった段階で、本人も当該事務局へ異動させまして、実際に担当して実施をいたしました。こういうような事例もございます。ですから、当初、県庁はやはり数千人、職員がおりまして、部署も多岐にわたっておりますので、目的としては他の部署の職員が別の視点で、その担当課ではなかなか出てこない発想というのが出てくるのではないかと期待しての制度ということもございました。そういう意味では本町の場合だと、やはり200名規模という小さな職場ですので、他部署のことであってももちろん同期の職員であったり、知っている管理職に声を掛けて、こういったことが改善できるんじゃないかという日常の会話の中から改善できているという点というのはたくさんあるのではないかと考えております。ちなみに、県庁の職員プロポーザル制度につきましては、これ、かなり運用が大掛かりになりまして、結構大変ということもありましたので、今は少し簡便な方法でこの職場ではこんな工夫をしてますよというのを紹介し合うような形にどんどんと転換をして、少しずつスタイルを変えながら意見を集めるような方法を取っております。

○議長（桑原） 久留島議員。

○11番（久留島） ありがとうございます。貴重な意見でございました。県のほうからせっかく優秀な副町長が来られたんだから、しっかり改革していただいて帰っていただ

きたいと思います。報奨制度でございますが、内容が、最優秀賞、優秀賞、優良賞及び佳良賞、また3万円の賞金制度もあるということでございます。賞金はさることながら、その内容が、人事考課上の加点もしてほしいんですよね。それと、賞状とかトロフィーの授与、事業推進者としての抜擢。今まで海田町が、以前、町長が言われたように、ヒューマンエラーが出たときに、命懸けで頑張りますと何回も言われるんですね。これ、最初に言われて、はあ、あれからヒューマンエラーが何回もあるんですが、たんに命を懸けてもらっても困るんですよね。そして、そのようなことがないようにしてほしいわけです。また、庁舎の土地の件にしても、たんに担当部長が断りを言われるような状態が発生しておりますが、こういうことがあまりないように、取引の場合は宅建の資格を持った職員もおることですし、そういうふうなのを適材適所抜擢して、交渉のところに当たらせればあまり失敗はなくて、みんなに頭を下げることもなかったと思うんです。これからはそういうふうな適材適所に配置していただいて、皆さんが提案に対して、その労をねぎらうような提案がどんどん増えるような制度にしてほしいと思うんですよね。だから、その考課上の加点なんかが十分あれば、また皆さんが、これからやる気になって、どんどん提案されるんじゃないかと思います。これからも海田町のために皆さん頑張っていただきたいと思いますので、十分にその結果も出していただき、頑張ってもらいたいと思います。その点、町長、どうですか。これから改善していくことができますかね。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）今、御指摘を受けました点に対しては、最大限の努力をしてみたいです。

更には人事に関してのいろんな評価、そういったところをしっかりと現実的に落としていきながら、具体的に適材適所という形のものを今言われましたが、そういったところは人事異動という形で全体の仕事の掌握を進めていかないといけないという、そういったルーティンもございますので、そこらを踏まえながら住民の皆様に公益性、更には財布の面もしっかりと守っていきながら、人材の育成に努めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）今、ありがたい返事をもらったんですが、この改善の時期が知りたいですね。いつ頃までにやられますかね。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）いろんな手法がございまして、今、副町長から県の話もお伺いしたり、他市町もいろいろあるかと思いますが、すいません、そこは、期限はいつとは申し上げられませんが、そういったところを研究して、うちの職員が活性化するような手法について考えてまいりたいと思います。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）多分、そういう返事が返ってくると思ったんです。それじゃ、駄目なんですよ。今、聞いたらすぐ早速やって、今、ゼロですからね、3年間で。ゼロをどう改善していくいっても、たちまちすぐかかっても、また何年か先のことですから、ちょっと曖昧すぎるんじゃないですかね。はっきり約束して、その目標にたどり着くように努力してほしいんですよ。いかがですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）努力はいたします、が、期限についてはいろいろ調査研究してまいる段階でございまして、すいません、期限については答弁を控えさせていただきます。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）何でも調査研究がはやっとるんですが、これじゃ駄目なんですよ。この制度、ここにあるんですよ。この町に。制度があるのに今さら調査研究って、調査研究をしてからこれ制度ができとるんじゃないんですか。ちょっとその点をお聞かせください。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）その制度がうまく運用できてないから提案がないと考えております。まずはうちでしっかりと提案できるような形というものを、今の現状ではまずいということなので、それを変えていくことが重要なことだと考えます。で、いろんな手法について調査研究をさせていただければと思います。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）私も、以前会社でそういうふうに調査研究をしようと思ったんですが、それじゃ、ちょっと手ぬるいからいうので、作業改善室というのを作ったんですよ。そこでみんなで相談して、早く皆さんがやる気になるような、モチベーションを上げるような制度を作ったんですが、そのようにやってほしいんですが、同じ、やはり回答ですか。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）作業はすぐに取り掛かりたいと思います。それはお約束できる場所だと考えております。

○議長（桑原）久留島議員。

○11番（久留島）じゃ、すぐに取り掛かってください。終わります。

○議長（桑原）8番、大江議員。

○8番（大江）8番、大江です。今日は大きく2点について質問させていただきます。

まず一つ、第7期海田町障がい福祉計画の中の意思疎通支援事業の策定について。令和5年3月の3月議会において、庁舎内への手話通訳士の設置についての質問をしました。町は次期海田町障がい福祉計画の策定を進める中で、改めて聴覚障がい者のニーズ把握を行い、手話通訳者の設置を含めた意思疎通支援の方策について総合的に考えていきますと答弁されました。ちょうど今回、文教福祉委員会でこの第7期の海田町障がい福祉計画のスケジュール案が提示されました。町は、6月に策定委員会を開き、福祉計画を進めていく予定のようですが、意思疎通支援の充実を図る上で、①手話通訳士兼任の手話相談員の設置、住民への手話への周知を図る上で、②手話言語条例の制定を考えてみてはいかがでしょうか。3月の議会後、ろうあ者の方々と座談会をする機会がありました。そのときに県などに依頼する手話通訳士の仕事は、与えられた仕事のみの遂行で、個人的な悩みや相談には乗れないとのことで、その仕事は手話相談員の仕事だそうです。ろうあ者の方たちの一番の悩みは、家族間・夫婦の間でも話せないことがたくさんあり、それを相談する場所がない。ひとりの人間として人権を尊重してほしいとの声でした。そこで提案ですが、③町役場の中に手話のできる人材を採用する方向を考えてみてはどうでしょうか。以前、職員の中で手話ができる方がいたので助かったことがあるとも聞いています。福山市では、既に、手話ができてパソコンのできる会計年度任用職員の募集をしています。第3次海田町地域福祉計画・地域共生社会の実現に向けての計画の中で、福祉専門職の確保・育成の中で、介護・福祉ニーズの増大を考慮しながら、関係機関と連携し、福祉専門職の確保・育成に取り組みますとあります。育成の一つの手段として、現在の職員に手話を学んでもらう方法もあるのではないのでしょうか。一例ですが、ＪＲ鳥取県の駅員さんは全員手話ができるそうです。西日本ＪＲバスも社員の手話の資格取得を進めています。不特定多数の人を扱う企業では、手話は言語であることを念頭に、障がい者に優しい企業として努力しています。第7期の海田町障がい福祉計画は、ろうあ者の方にとって、健康で安心して暮らせる、住みたい・住み続けたい・

暮らしやすさが実感できる計画であってほしいと願っています。手話言語条例も令和5年5月16日現在、489自治体が制定しています。広島県では福山、東広島、呉、廿日市、熊野、三原、江田島、尾道と8市町ですが、条例制定は増加傾向にあります。より多くの人に手話は言語であることの周知を図る上でも、条例制定は大切だと考えます。そこで改めて伺います。第7期海田町障がい福祉計画の中において、①②③について検討する考えはないでしょうか。

大きく2点目、総合公園内の使用禁止の遊具の取扱いについて。総合公園は、指定管理業者委託となっています。その施設における安全性の責任は委託した町にも責任があると思っています。今年4月初旬ですが、総合公園の蜂の滑り台がある遊具場所に行きました。どの子ども楽しそうに遊んでいましたが、1か所の滑り台着地場所に使用禁止の貼り紙とコーンが設置されていました。ここは単体の滑り台が少なく、ほかの遊具との組合せをしているものが多く見られ、着地部分が割れて使用禁止になっている滑り台もその中の一つです。いろいろな組合せの中の一つですので、勢い余って、子どもがその滑り台の中に飛び込まないかと危惧しました。子どもの遊び場ですので、いつまでもこのままの状態ではないだろうと思いました。しかし、1か月後、その使用禁止の紙は貼られたままで修理はしていませんでした。しかも、5月の連休時で、こどもの日などは子どもがたくさん遊びに来るだろうとの予測はできただろうと思うのです。壊れた使用禁止の遊具を1か月以上経っても放ったらかしの状態で修理ができていないのは、安全管理に問題があると思えます。町として、この問題をどのようにお考えでしょうか。事故が起こってからでは遅過ぎます。以上です。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）大江議員の質問に答弁いたします。

まず、第7期海田町障がい福祉計画の中の意思疎通支援事業の策定についての質問でございますが、1点目については、聴覚障がい者に対する手話通訳を含め、視覚障がい者や盲ろう者、知的・発達障がいのある方など、障がい特性によって意思疎通支援に対するニーズは異なることから、今年度、障がい福祉計画を策定する中で、ニーズ把握を行い、意思疎通支援を総合的に検討してまいります。2点目については、国や県における法制化の動向に注視するとともに、先行事例の調査研究を進めてまいります。3点目については、役場窓口においては要約筆記者や手話通訳者の派遣事業の利用や筆談等により対応をしているところでございます。手話や要約筆記者等に関する研修について、

職員の自主研修助成制度のメニューに追加し、今後も円滑なコミュニケーションが行えるよう、現体制の中で取り組んでまいります。

使用禁止の遊具についての質問でございますが、度重なる入札不調により修繕工事に遅れが生じたもので、利用者の方々には御不便をおかけしておりますが、6月末までには完了の予定でございます。今後は御指摘のようなことが起こらないよう、早期修繕に努めてまいります。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）総合公園内の遊具についてですが、度重なる入札不調とありますが、これは、入札はどの程度まで、その部分的なものであればすぐにはできたんではないかと思うんですが、この入札不調というのは、この遊具だけではなくて全体的なものなんでしょうか。この入札にかけたのはどの程度までを入札にかけられて、修繕工事が遅れたんでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）先に、御指摘のいただきました、割れている部分、そこの修繕でございます。それで、これが実は海外製品で、海外での製造ということがございまして、それで3回ほど入札不調なんです、これ4年度にやったんですが、3度目の入札のときに期間が、海外で製造するということで、期間が足りないということで12月議会のときに繰越の関係の予算措置をしていただいて、それで、その後、1月に入りまして契約を行い、6月末の完成ということでございます。それで、6月の中旬ぐらいに現場のほうは完了できるんじゃないかと思っておりますので、その辺については設置でき次第、完了検査を行って、できるだけ早い共用開始、皆さんに御利用いただけるようにしてまいりたいと、このように考えます。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）今、伺ったところ、令和4年からということでしたから、1か月どころではなかったんですね。かなり前から崩れていたということですが、今、海外製品だったということですが、あそこの遊具はそういうものが多かったら、この次なんかにもしそういう破損が生じたときに、そのぐらいの期間かかるということですよ。ですから、事前にそういうものの点検をやって、早めに予備を申し込むということとはできないんですか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）基本的には毎年、法定点検等を行って、そういった損傷の状態とか、その辺はやっていくんですが、ただ、御指摘のとおり、物によってはその辺がすぐに対応できないものも確かにあるのは事実なので、その辺につきましては、事前に取りそえるというのはなかなか難しい面はあろうかと思いますが、少しのそういった変化であったり、そういうのはキャッチしながら、できるだけ早い修繕に努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）この遊具はプラスチックみたいなんです、一見、見た目ではちょっと分かりにくいところも結構あるんですね。ですから、私も蜂の滑り台滑ったり、その遊具の中をくるくるくる孫と一緒に遊んだりしましたけども、やはり、実際に自分たちがその遊具の中を実際にこう、遊んでって言ったらおかしいんですけども、行動しながら、やはり、あれ、ここちょっとおかしいよというところも、結構踏み板が少し緩いかな、ネジが緩いかなというところもありましたから、目でじゃなくて体験しながら自分たちが、ここ危ないとか、ここはちょっとさびの具合がおかしいから、手を持ったときにけがするんじゃないとか、そういう意味で目視ではなくて、実際に自分たちが点検を今毎年してるということですけど、その点検方法というのは、私は、今の提案をしたいんですけど、どのようにされているんでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）まず、法定点検は、これは年に1回、これは専門家がやります。それと、日常点検といいまして、これは指定管理者であるポラーノが、毎月といいますか、毎回目視によって、目視等によってその辺の安全確認を行っているところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）1年ごとに専門ということですので、毎回、ポラーノが目視によってしてるということですから、この目視による点検を少しポラーノのほうに目視ではなくて実際に自分たちがその遊具を体験しながら、そのネジの緩み具合とかここが危険とかここがちょっと少しひびが入り掛けているぞとかいうものを、するように、町のほうからそういう指導は今後されようとは思いませんか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）御指摘のことも踏まえまして、こういった形で点検するのが望ましいのか、それについては協議しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）ここの意思疎通支援事業の1番目の質問ですが、手話相談員の設置ということですが、これ、以前、6年かかって手話通訳士設置ということで、前の計画では6年間全然されないままに、今年に入って、次回のときに計画の中で考えますということでしたけども、今、ここの答弁書を見ましたら、はっきり言って、意思疎通支援事業でろうあの方だけの問題ではありませんよというような答弁書にしか思えないんですよ。確かに意思疎通支援には、ろうあの方だけでなく、視覚障がい者とか知的・発達障がいとかいろいろあります。でも、実際に聴覚、途中から、中途からろうになる方もおられます、耳が聞こえにくくなるとか。ですから、これは障がいとか発達とかいうのは声は聞こえます。でも、ろうの方は実際が何も聞こえない、音のない世界で生きているわけです。ですから、今はテレビとか盛んに手話の物語が発表されていますが、やっぱり音のない世界で生きている人にとっては、唯一、手が言語なんです。手話が言語なんです。それを、これ全部からげて、全部をまとめて障がい福祉計画を策定する中でニーズ把握を行い、意思疎通支援を総合的に検討してまいりますとありますが、ニーズ把握を行うというのは、どのようなニーズ把握を行うつもりでしょうか。お尋ねします。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）計画策定に当たりまして実施いたしますアンケート調査によりまして、ニーズ把握をしてみたいと思っております。場所ですとか日数、時間など検討しなければいけないところも、本町に合ったものとなるよう検討していくこと等もありますので、そういったところの検討ができるようなニーズの把握をしてみたいと思っております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）ニーズ把握ということは、例えば、手話相談員さんを置く場合に、どのくらいのニーズを要するかということですか。この間、またろうあの方との座談会がありました。その方たちの希望をちょっとお知らせします。1か月に1回か2回、第2、第4の月曜日で半日ぐらいを置いてもらえないかというろうの方たちの意見が出ました。それと、ニーズ把握って、このアンケート調査ってありますが、今度の計画の中にアンケート調査を行いますとありましたが、これは、今、ニーズ把握とアンケート調査を結び合わせましたら、ろうの方へのアンケート調査ですか。このアンケート調査の対象者はどのように考えられてるんですか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）アンケート調査の対象につきましては、ろうの方に限らず障がい種別全般の方が対象になるような形でアンケート調査は実施してまいりたいと思っております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）このアンケート調査はろうとか障がいとか、いろんなそういう障がい福祉に関係のある方にアンケートをされるということでしたけども、それらのこともそうですけども、やはり、それらの障がいの方の家族のことも含めて、一般の人では分かりにくいところがやはりありますので、アンケート調査は、主にそういう人たちを主体にアンケート調査することを考えていただきたいと思うんです。それで、なぜそういう方を主体にしてほしいかということは、今、自立支援協議会が1年に2回開催していますが、実際そういうとこに参加しているのは、当事者でなく障がい者の家族の方が参加していて、ろうの方なんかは本人が参加できてないというんです。ですから、こういう自立支援協議会があっても、実際にろうの方とか障がいの方とか本当の生の声をそこで発していない、その家族の方がその協議会に出ているけども、実際に本当の自分たちの声は届いていないという声を聞いています。ですから、このアンケート調査は、やはり本当にニーズの把握を行うのであれば、そういう方たちをしっかりと調べて、そこへアンケート調査をするようにしてほしいと思うんですが、どうでしょうか、検討のほうは。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）アンケート調査につきましては、障がいのある方、当事者の方に向けてのアンケート調査になります。アンケート調査につきましてはこういった意思疎通支援のことのみならず、障がいサービスに関する全般についてもニーズ把握をする必要がございますので、そういったところも踏まえて対象者の抽出については当たっていきたいと思っております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）2点目の手話言語条例の制定ですが、答弁には、国や県における法制化の動向に注視するとともに、先行事例の調査研究を進めてまいりますとあります。国や県における法制化の動向に注視するという、注視する必要があるんですか。本当にろうの方、本当に障がい困っている方たちの住みたい、住みやすいまちとして、町が掲げている以上は、こういう動向を注視するよりも先行的に行動を起こしてはいかがですか。

既にもう呉なんかはつくっていますよ。熊野もつくっていますよ。先行事例というんですけども、もう今からつくるんでも遅いほうです。この手話言語条例は、住民に手話は言語、条例ね、手話は言葉である。私たちは声を出して言いますが、ろうの方は手で全部言葉として表現しています。それをやはり周知させるためには、この条例を早く制定する必要があると思うんです。それが国や県における法制化の動向に注視、遅いんじゃないですか。もう少し早めにこういうものは取り掛かっていいのではないかなと思うんです。特に、町長、県のろうあ連盟からの手話条例をつくったらどうですかという声があったと思うんですよね、以前。その点について、町長はどのように思われていますか。これはちょっと町長にお聞きしたいんですけど。以前、お話があったときにどのように考えられましたでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）繰返しの答弁になりますが、国や県の動向、また、制定されている市町の条例制定による効果をしっかりと調査研究してまいります。

○議長（桑原）大江議員。

○８番（大江）国や県における法制化の動向って、どのように今、国や県は法制化に動いているのでしょうか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）国においては衆議院のほうでの閉会中の審査であると認識しておりますが、県のほうでも国の動きを注視しながらということで、調査研究をされているというふうに認識いたしております。

○議長（桑原）大江議員。

○８番（大江）国と県の、法制化の動向に注視しているという、その注視というのはどのように捉えられているんですか。町として。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）県におきましては手話を広める知事の会などを通じて手話言語法の制定を国に求められているというふうにも聞いております。そのあたりも含めまして、条例制定による効果などについて調査研究を本町については行っているところでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○８番（大江）この手話言語条例の制定において、どの程度の効果があるかということで

すけども、これは効果というよりも手話言語条例は手話は外国語と同じ言語ですよということを住民、国民、皆さんに知らせるための条例です。ですから、これをつくったからって、効果がきめんあるわけではないわけです。ですから、この手話言語条例は住民国民一人ひとりが今まで手話をするのが、人前するのは恥ずかしいからやめなさいと親から止められて口話だけでやってきた方もいます。でも、それが堂々と手話は言語であるということを広めるための条例であるから、だから、この効果がどうかじゃなくて住民一人ひとりがその人前で手話をやっても、あっ、言葉でしゃべっているんだなと思えるようなそういう環境をつくるということです。ですから、国や県の動向を見るよりもまず海田町でそれを住民に広げて、そのろうあの方たちが堂々と手話が人前でもできるような環境づくりをするということが大切ではないかと思うんですが、そういう面で先行してそういう手話言語条例をつくったらどうですかということを要望しているんですけれども、再度お聞きいたします。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）まずは、海田町において条例の制定をした場合にどの程度の効果があるかというところは調査研究するためには、先行して条例制定されている市町の実況について調査研究をし、海田町にとってどのような方策がいいのかということは計画の中でしっかりと考えていきたいと思えます。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）じゃあ、市町の調査研究、どのくらいの期間をその調査期間として考えられていますか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）期間についてはここでは言及できませんが、しっかりと次期計画をまずは海田町の中で定めていくことが、まずは福祉保健部の中で進めないといけない、現在の状況でございます。そこも踏まえまして調査研究を進めてまいります。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）次期計画を定めていくとおっしゃいましたが、手話通訳士、これ、6年かかってできませんでした。だから、紙の上の計画ではなく、実際に今から3年間の計画を第7期に立てる中で、実際にこれはできて、これはちょっとまだ無理かなというようなふうにして、その3年間の間に、やはりこれらに本当に取り掛かって計画を立てて、実際に紙の上に上げたときに、それが実行できた実施できたというような、そういう報

告でありたいと思うんですが、計画をそのように立てる気はないでしょうか。紙の上の計画では困ります。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）紙の上の計画とならないよう、しっかりとニーズ把握に努め、総合的に判断してまいります。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）3点目に行きます。3点目は、役場窓口において要約筆記者や手話通訳者の派遣事業の利用、筆談により対応しているところがございます。前回も言いましたが、要約筆記、要約筆記もかなりこれは普通どおりではなくて、その方の、要するに文章を書いたものを簡単にこちらが分かりやすいように書かないといけないので、これも要約筆記というのは、ただ普通の人があると難しいと聞いています。それから、手話通訳者の派遣事業と書いていますけども、これも、要は予約をしないといけないです。それと、毎回、手話通訳者が違う方がいる。そのとき頼んで、前回頼んだ人と違う人、そうすると、そこに信頼関係とかがなかなかできないということもあります。ですから、要約筆記者、3月にも言いましたが、一つ一つ、これはどうするのですか、役場のほうは、町は、これはこうですよ、これは何ですか。一つ一つそういうものを書いていたら、仕事のほうははかどりませんし、また言葉によって、全然理解ができないということ聞いてます。例えば、言葉の中で、仕事が終わった後にじっと待っていたら、終わりましたよの合図がないので、ずっと1時間待っていたと、そういうこともあるんです。ですから、紙で書くよりも個々に実際に、福山のように、手話のできる人材を採用して日常は簡単な町の仕事をしながら、そういう、ろうの方が来られたときに手話相談員として立つ。会計任用職員でもいいし、短時間でもいいです。先ほど話したように、ろうあの方が月に2回ほど午前中だけでもいいですから、決まった曜日であればそこに相談に行きますと。実際、それをやってもいいよという方、聞いています。ですから、やはり、少し、町のほうは、どういうふうにすればこれが活用できるのか、ただ窓口において要約筆記や手話通訳者の派遣事業っていいですが、私たちも用事があったらすぐ役場に飛んでいきます。でも、ろうの方は、県に予約しないとイケません。それから、こちらに手続きに来るわけですから、ひと手間、ふた手間かかっているわけです。ですから、職員の、先ほどほかの議員さんがおっしゃったように、職員の資質向上にも、簡単な手話でもろうの方はとてもうれしかったと言っています。ありがとうございますとか御苦労さまとか。

ですから、やはり職員にも、今全国的にもそういうものが、手話が広がってきていますので、そういう勉強会なんかも月に1回するとか、無理でしたらそういうふうに会計任用職員で、福山のようにできる方を採用して、日常はほかの仕事をする、でないと手話だけでは時間がいつ来るか分からないとかなりますので、やはりそういうところも考えて職員の採用と手話相談員みたいなものを考えられると、もっとこの方たちにとっても暮らしやすいまちとなっていくんじゃないかと思うんですが、その点、あらゆる手段があると思いますが、考えられませんか。

○議長（桑原）社会福祉課長。

○社会福祉課長（杉本）手話によりまして意思疎通を図ることは、障がいの有無を越えて、お互いの気持ちを理解して、知識を蓄えるための重要な手段であるということを認識いたしております。また、障がいの特性や置かれている状況というものはそれぞれ異なりますので、障がいのある方が意思疎通や情報を取得するための手段について、御本人の意思で選択することができる環境の整備というものも重要であると捉えております。本町における意思疎通支援がニーズに合ったものとなるように、手話を含めた、手話に限らず、意思疎通支援についての検討は進めてまいりたいと思っております。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）この7期の計画の中に、ろうの方は海田町に住んで良かった、健康で安心して安全で暮らせる町として期待をしています。ですから、しっかりこの7期の障がい計画の中で、このことを念頭にしっかり計画を立てていただきたいと思います。再度、申し上げます。この三つの点において、検討して、その7期の中に少しでも入れられるように配慮していただけますでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）繰返しの答弁となりますが、今年度、計画する福祉計画の中でニーズの把握を行い、意思疎通支援について総合的に検討してまいります。2点目、3点目につきましては、町長答弁のとおりでございます。

○議長（桑原）大江議員。

○8番（大江）今、これで終わろうと思ったんですけど、町長答弁の中の最後の手話通訳士というところ、要約筆記者、ここ少し、やはり町長考えてもらえませんか。人員を、手話のできる方を雇うとか、そういう方法もあります。熊野は実際、ろうの方が働いています。もう早くから、20年以上も。ですから、そのようにして、ろうの方たちにとっ

て安心してお話できるそういう町であってほしいと思いますが、再度、町長にお聞きします。町長、３番目の要約筆記者、手話通訳者の派遣事業の利用じゃなくて、役場窓口に月２回の相談員さんを置くか、それか会計任用職員として普通業務をこなしながら、ろうの方が来られたら手話通訳をすると、そういう対策もあると思いますが、その２点について、町長に答弁をお願いします。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）今年度、計画を策定する中で、ニーズ把握を行って、意思疎通支援については総合的に検討してまいります。職員の採用については、職員への研修制度のメニューを追加するなど、今後も円滑なコミュニケーションが行われるよう、現体制の中で取り組んでまいります。

○８番（大江）終わります。

○議長（桑原）３番、玉川議員。

○３番（玉川）３番、玉川です。本日は大きく二つの項目について質問いたします。

まず、大きく一つ目は、ヤングケアラーの支援体制についてでございます。ヤングケアラー問題については、当町においても教育委員会や福祉保健部の協力により進めてきているところではございますが、特に深刻なヤングケアラーの問題として、小学生から高校生が学業に専念できず、家庭の家事等の代行や通訳として事故対応や行政手続き等を代行せざるを得ないことなどが挙げられます。これらは、時間的拘束を強いるだけでなく、精神的にも子どもたちを苦しめるものであり、国もこの現状を重く受け止め、支援事業に予算をつけ、補助を行っております。補助事業には、ヤングケアラー・コーディネーターの配置、ピアサポート等相談支援体制の推進、オンラインサロンの設置・運営・支援、外国語対応通訳派遣支援が挙げられており、具体的な補助額も明示されております。このヤングケアラーの発見においては、教職員やスクールカウンセラー、訪問支援をしている保健師などが気づく場合が多いかと思いますが、教職員については、県のほうで教育機会を設けるなどをしていると聞いております。スクールカウンセラーについてはどのような施策があるのか、どのような支援が受けられるのかの情報がないものが多く、子どもたちの声を聞けたとしても、迅速な助言や支援にはつなげることができておりません。また、部を越えた連携も現状はスムーズにできているとは言えず、この問題を主に扱う専門家が必要であるのではないかと考えます。それぞれの支援策について答弁を願います。一つ目、当町においては、施策を熟知した上で部を越えた支援を

行えるよう、助言やつなぎ役ができる専門家としてヤングケアラー・コーディネーターに公認心理師や精神保健福祉士などを置き、適切な支援につなげる仕組みづくりが必要であると考えますが、どうか。二つ目、ピアサポート等相談支援体制を構築するため、民間等の支援体制をつくるべきであると思いますが、どのように進めるのか。三つ目、自治体主導又はNPO法人など民間団体との協力によって、オンラインサロンの設置等を検討すべきと国が示しておりますが、どのように考えているのか。四つ目、外国語対応通訳派遣支援については、当町ではどのように行っているのか。また、その周知はできているのか。スクールカウンセラーなどには情報提供ができているのか。以上のことについて答弁を求めます。

大きく二つ目、職員の増員と適切な指導体制についてお尋ねします。昨年度は、様々なヒューマンエラーが起こっており、また窓口対応や相談対応への不満の声も寄せられております。これらは人員の配置不足があり、適切な指導体制がなかったことが起因していると推察しております。重大なヒューマンエラー事案が起こった際に説明を受けましたが、本来、ダブルチェックなどの複数名での確認をすれば起こらなかった体制の不備があったと言えらるる考えます。窓口対応や相談対応に関しては研修等も行われていると聞いておりますが、そもそも業務量に対する人員配置のバランスが合っておらず、適切な指導や労い、サポートが不足しているからではないかと推測します。予算の執行に当たっては、事業や施設の整備も大切ではございますが、それらを行う人材があつてこそ、良い事業が行えるのであつて、職員がより効果的に働ける環境があつてこそ、より良い行政運用ができ、それが住民に還元され、住民が安心・安全、快適な生活ができるようになるのであると考えます。これらを実現するためには、職員の増員と1人で業務を抱えることがないよう複数名配置をすること、休職者が出た場合には速やかな人員補充を行い、心理的なサポートを行うこと、若年者や経験が浅い職員への適切なサポートや指導が必要であると考えます。このことについて町長の考えを問います。以上について答弁を求めます。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）玉川議員の質問の1点目の教育に関する部分については教育委員会から、それ以外については私から答弁をいたします。

まず、ヤングケアラーについての質問でございますが、1点目については、現在、海田町子育て支援ネットワーク会議に位置付ける要保護児童対策地域協議会において、子

ども家庭センターや警察の関係機関と教育委員会、町の福祉部門が連携し、情報を共有し、ヤングケアラーに該当する児童の対応を行っております。２点目、３点目については、相談・支援や悩みの共有の場の提供など、ヤングケアラーへの支援として重要なものだと考えており、本町におけるニーズや相談内容の把握に努めるとともに、先進地事例の活用度などを含め、調査研究してまいります。４点目については、本町におきましても広島市・安芸郡外国人相談窓口による通訳業務や外国籍児童がいる学校への通訳派遣、翻訳対応などを実施するための講師の配置を実施しておりますが、ヤングケアラーとその保護者等を主対象とした事業につきましては、本町におけるニーズや他自治体の動向等を踏まえて、研究する必要があると考えております。

続きまして、役場職員の運用改善についての質問でございますが、１点目については、分掌事務ごとに正・副２名が担当することとしています。２点目については、休職者が出た場合は人員補充するとともに休職者に公認心理師及び衛生管理者が心理的サポートに当たっております。３点目については、新規採用職員には所属の職員のうちから職場指導者を選任し、指導に当たっています。こうした取組に加え、ＤＸの推進による業務改善や新庁舎への移転を契機とした執務環境の改善を通して、職員が意欲を持って働くことができるよう、引き続き努めてまいります。

それでは、１点目については、教育に関する部分については教育委員会から答弁いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（桑原） 教育長。

○教育長（佐々木） 玉川議員の質問に答弁いたします。ヤングケアラー支援体制についての質問でございますが、各校に配置されておりますスクールカウンセラーは県主催の連絡協議会等で研修を受け、児童・生徒・保護者への教育相談を行っております。また、管理職、生徒指導主事、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成する校内会議等を定期的に開催しまして、密に連携・情報共有をしております。

○議長（桑原） 玉川議員。

○３番（玉川） それでは、再質問をさせていただきます。今回、提示させていただきましたヤングケアラー支援体制については、国のほうで今年度も予算をつけられておりまして、具体的に市町への分配、補助額についても示しております。それについて、しっかりと検討された上で現状調査検討というふうになっておりますが、本来、すぐに着手できるものがあるのではないのかというふうに思うんですけれども、その国の動向をしっ

かり把握しての動きなんでしょうか。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（下野） 国の動向、補助金についてですが、議員御指摘の４点については補助率三分の二とかについては把握のほうはしております。それを含めまして、現状、こちらのヤングケアラーの補助事業について、本町で活用するかどうかのほうを検討してまいりたいと考えておるといようなところでございます。

○議長（桑原） 玉川議員。

○３番（玉川） 具体的に本来できることというのが見えてきているかと思いますが、それについて、具体には、何もこう現在検討しているようには見えません。県のほうにも聞いたんですけども、県の動向としては、なかなか県のほうが事業化できていないので、まだ海田町ではできておりませんが、他市町では市町独自で進めてこのヤングケアラー・コーディネーターの設置に進んでいるところもあります。それについては、現在、どこまで承知されておりますでしょうか。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（下野） ヤングケアラー・コーディネーターの他市町での状況というところについては、ちょっと申し訳ありません、把握のほうはしておりませんが、本町におきましては、町長答弁にもございましたように、いわゆる要対協でその関係機関や教育委員会、福祉保健部門で情報共有を行いながら、その御家庭に対する支援のほうを行っておりますので、現状、その体制を維持して、ヤングケアラーについて支援のほうを行ってまいりたいと考えております。

○議長（桑原） 玉川議員。

○３番（玉川） 情報があちこちから寄せられるということは、今現在の体制でしっかり取れていると思います。ここから、なぜコーディネーターが必要かといいますと、これが心理的な、どういうふうなことが起きるか、また家庭状況を含めてどういうふうな支援をするか、どこにつなげるかというのを、中枢を担って指示を出したりとかつなげたりする役割がいないと、幾ら情報を集めたとしても横の連携ができなかったり、実際に動けなかったりするからなんです。だからこそ、こういうふうな国がヤングケアラーのコーディネーターの事業を今進めているところで、今回、このように提案させていただきましたのも、私のほうが公認心理師協会の部会長をしております、ここの担当ですので、国からの動向をよく存じておりまして、それで市町でもやれることがあるというふ

うに聞いておるので、それで今回お聞きしているところでございます。なので、現情報収集体制というのはもちろんこのまま行っていただき、また、それを良いものにしていき、ただ、ここから先、支援につなげる場合にはどうしてもコーディネーターがおり、そこで専門知識の有した者が指示役となり、つなげ役となり行っていくことが大切になります。それについて、しっかりこれから進めていくという考えなのかどうかについて、答弁をお願いします。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）現在、海田町においては子育て支援ネットワーク会議の中に要対協を位置付けているところでございます。このネットワーク会議については様々な専門機関のほうもつないでいるところでございます。その中で連絡調整だけでなく、その子どもさんへの今後の支援策についてもプランを立てて対応しているところです。また、その後の状況も、定期的には2か月に1回ですけれど、必要に応じて、随時、関係機関が集まって、その家庭への支援策をコーディネートしておりますので、議員の言っていた機能をその中にしっかりと網羅しながら、本町におけるヤングケアラーの対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）今、機能としてはヤングケアラーのコーディネーター機能は有しているということでありましたが、その責任を取る町としては、どなたがヤングケアラー・コーディネーターの長として指定されるんでしょうか。そこが明確になっていないと、なかなか、きちんとした支援ができません。そこについて御答弁をお願いします。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）家庭のケース、状況になろうかと思いますが、要対協で取り扱うことと決めましたら、福祉保健部のほうが事務局となりまして教育委員会と連携して対応してまいります。ただその中で、要対協に位置付けるかどうかにつきましてはしっかりと教育委員会と協議しながらやってまいりますので、まずは福祉保健部が責任を持って、担当部署となり教育委員会と連携し各関係機関と連携しながら、その家庭の状況に応じて、対策を講じてまいります。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）福祉保健部のほうでコーディネーターの長となってやる方向であるということ承知いたしました。そうすると、専門的知識を有しております公認心理師そして

精神保健福祉士の存在が必要でないかと思います。これらの知識を有した専門家を配置する予定はありますか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）福祉保健部内に置くのではなく、このネットワークの中で関係機関がつながっておりますので、各関係機関の公認心理師であるとか精神保健福祉士等の派遣等をしながら、連携して対応してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）専門の起用も含めて、これからしていただけるということですので、会議の中でしっかりと進めていただきたいと思います。続きまして、ピアサポート等の支援体制を構築するための民間等の支援体制についてなんですけども、これ、国が示しているピアサポート体制というのは、様々な民間企業を活用してピアサポート相談支援体制を構築するというものでございます。となると、海田町のほうでこのピアサポート支援体制をつくるための、例えば民間への募集ですとか、そういうことが必要になるんですけども、そういう動きはされておりますでしょうか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（下野）ピアサポートにつきましては、ヤングケアラーにつきましては議員御指摘のとおり様々な状況が考えられます。まず、本町において、本人や御家庭がどのような支援を必要としているかなど、ニーズや内容を把握するとともに、先進事例における相談内容や相談者数等、また事業を行うことによる効果などを含め、調査研究のほうをしてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）先ほど、コーディネーターのところでもしましたが、今、現在でも様々な団体と協力してニーズの把握はできているんじゃないかと思います。このピアサポート体制というのは、現在既存のNPO法人であったりだとか、放課後デイサービスをしているところであったりだとか、子ども食堂をしているところであったりだとか、それぞれ様々な民間の支援団体を町が掌握をして、それを活用してこういうピアサポート相談支援体制をつくるというものであると、私のほうは認識しているんですが、そのあたりはどのようにお考えですか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（下野）ピアサポートにつきましては、先ほども申しましたとおり、本町で

のニーズがどの程度あるかというところやそれぞれの内容というところが大きく関わってくるようになりますので、先行事例等、ピアサポートを行うことによる効果なども含めて研究して、本町で本当に必要であるのか、本町で必要であった場合、どのような形で運用していくのが良いかということを研究してまいりたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）それでは、このニーズ把握というのはどのような手法でニーズ把握をされる予定なんでしょうか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（下野）ニーズ把握としましては、各教育委員会や学校と連携するでありますとか、今、介護施設、介護サービスや障がい者サービス、そういったサービスを提供している事業所様に情報提供等をいただきまして、どの程度のヤングケアラーと認定されるような児童等があるかどうかのほうを、ニーズのほうを把握していきたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）では、ニーズ把握をする手法を用いて、今言われたような手法を用いて、いつからやられるのか、そして、それをどのように開示される予定でしょうか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（下野）時期については難しいんですが、ニーズ把握も含めて、また先進事例でどの程度活用されているかというところも含めまして、そこら辺も含めて、時期等を検討していきたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）ニーズ把握をしようと思ったら、すぐにでも開始できるんじゃないかと思います。そこを明示できないということは、また調査研究すると言ってやらないんじゃないですか。どうですか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）ニーズの把握については、まず教育委員会のほうでも学校を通じて、虐待やいじめのアンケート等も行われているというふうに聞いておりますので、様々なところを捉えまして、子どもたちの困り感をしっかりと把握をしていきたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）今、部長言われたように、既にいろんな答弁でニーズの把握できているはずなんですよね。これから更に追加して、ニーズ把握を行われていくんだと思います。そこを早急にしていただきまして、このピアサポート支援体制というのは民間等の活用ですから、この民間活用につなげるまでを迅速にしないと、幾らいい資源があっても、そこにつながりません。なので、早急にニーズ把握をするのであれば、今すぐにでも、もう多分できているはずですので、そこを捉えて、早く民間の募集なり何なりを進められたほうがいいんじゃないのかというふうに思いますので、その辺はしていただけますでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）適宜、教育委員会と連携いたしまして、ニーズの把握に努め、活用についてはしっかりと研究してまいります。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）次の自治体主導のオンラインサロンの設置も同じことが言えます。設置するためには協力していただける民間団体を集めないといけません。その情報収集を併せて行っていないといけないと思いますが、ニーズ把握、調査研究等をずっと行っていたんでは、既存で町内にあります専門機関であったりだとか団体の掌握、連携にまで到達しないんじゃないかというふうに思います。私が言った2番、3番に書いてありますピアサポート等相談支援、またオンラインサロンもそうなんですけども、NPO法人、民間団体の受入れ、また情報収集についてはどのようにされる予定でしょうか。

○議長（桑原）こども課長。

○こども課長（下野）こちらにつきましても先進事例、そういったところで、オンラインサロンにつきましても、やはり匿名性というところも必要になってくるということが要綱上で示されておりますので、先進事例のほうを研究して、こういった団体が適切かというところも含めて、調査研究のほうを進めてまいりたいと考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）国のほうは、もう先行してサードプレイスの設置、また、このオンラインサロンができるような団体等を公募されていて、5月末まで、締切りだったんですけど、そういう動きを、もう国がしているんですよね。その中で、市町のほうも、自分たちの町の中にある資源というものをしっかり掌握されて準備をされていかないといけないのではないのかというふうに思います。そこら辺の海田町におけるどのような団体がお

られて、どのような体制をつくれるのかというところの、そのところの調査研究も必要じゃないのかというふうに思うんですけども、そこについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（桑原）福祉保健部長。

○福祉保健部長（森川）議員御指摘の部分がまだまだ県内でもまだ少ないのではないかと考えております。国においては様々な施策が取り入れられているところでございますので、本町に合ったヤングケアラーの対策について総合的に調査研究をしてみたいと思います。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）皆さんが思っている以上に、海田町には様々な団体があったり、医療機関があったり、個人がやっている子ども食堂さんがあったり、使える資源、私が知っているだけでもたくさんございます。ですので、その資源を有効に活用していただきますように、今後とも、調査研究をしっかり進めていただきたいと思います。

続きまして、役場の職員の運用改善についてお尋ねしたところなんでございますが、これ、いろいろこう改善するように言われているんですけども、結局、町長のリーダーシップにかかってくるんじゃないのかなと思うんです。やはり、職員の長である、また町の行政の長である町長が、部長はじめ皆さん職員の方々に対してどのような指導を行ってどのようなサポートをするのか、ここにかかってくるのではないのかなというふうに思っております。町長のほうは、職員の指導とサポートについては、今現在できていると思われているんでしょうか。または、これからこのようにしようというようなお考えはありますでしょうか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）今、職員の指導という形になっていますが、基本的には執務をちゃんと大事にするということと、町民に対してのサービスをきちっとできるという体制が一番大事な話だというふうに思います。その過程の中で、現在、毎週行っている連絡調整会議、そういったものを進めながら、そのときに各部長に対しての指示は出しております。それから、年度初めにおいては、スタートアップ等を含めたいろんな事業の展開を早めに早めに遂行するようにという形の中で、会議を設けて指導を行っているというところでございます。あと、それが現実には遂行されているかどうかという話になってくるかと思いますが、現実には遂行されているということから、今、町の状況としても非常に効果が出ている状況がうかがえますし、多々細かく、そういった細かなところにおいて、いろ

んな皆様の要望等を含めたニーズがまだ達成できてないというところはございますので、そういったところは各自、その時点において時点修正しながら情報収集に努め、更に改善を進めるという、本来でいうPDCAサイクルをしっかりと回しながら、本町職員、しっかりと頑張っておりますので、皆様と、議会とともに両輪となって、今日も一番最初に苦言を指されましたが、やはりいろんな意味で、まちづくりにおいて進めるのには議会と両輪となって進めるというのが一番大事な話ですので、それらを踏まえていただいて、議員の皆様にも、職員の今の現状を踏まえた、そういったところの御理解を含めてお願いとともに現実の話は随時遂行しているということでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）今回の定例議会で一般質問をされた場合に、町長に対して質問・質疑、皆さんが町長のお考えを問うといった質問された場合にも、ほかの部長が答えられることがほとんどで、町長のお考えを尋ねますと言ったときに、最終的に職員のサポート、責任を取るのは町長じゃないのかなというふうに思うんです。そこは自分のお考えをしっかりと述べられてフォローすべきじゃないのかと思うんですけど、そのあたりがちょっと足りないんじゃないのかというふうに思います。それはどのようにお考えですか。

○議長（桑原）町長。

○町長（西田）今、御質問を受けた内容でございますが、第1答弁で町長答弁でしっかりと皆様にお伝えしているところでございます。それを更に具体的にまだ不明な点が多々あるというふうに伺った中で質問に答弁しているところでございますので、繰返しの内容になってきますと、時間の関係もございますが、具体的にそういった内容を詳細にお示しすることがより議員さんの理解が深まるというふうに考えておりますので、この議場においてはそういった形の運用で議長を中心に進めていただいているというところでございます。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）しかしながら、最終的に町長のお考えを問うといったところにも、なかなか御本人がお答えなさっていないんじゃないか。それこそが、サポート、指導というのが足りてないんじゃないのかなというふうに思うんですけども、そこについてはどのようにお考えですか。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（山崎）答弁についての話と、人材育成の話と両方あるかと思うんですけども、

町長は、常日頃から、先ほど申しましたように、連絡調整会議、またほかの個別の事案について、各担当課長、担当係長も含めて直接思いを伝えたり、こういうふうにしたほうがいいんじゃないかというような御意見は、かなりはっきりと指示をなさいます。これらをじゃあ、日々の業務の中でどのように具体化していくかというところについては、部長含め、私も含めたトップマネジメント層、それから管理職の仕事だと思っております。ですので、町長がきちんと指示をしていないと、そういうことではないんですけれども、やはり人材育成、先ほどからヒューマンエラーであるとか休職であるとか、そういったところを御心配いただいているのは非常に私としても心配しているというか、何とかしたいと思っているところではあります。やはり、人員を削減してやってきた、定数も削減しながらやってきた中で、新型コロナウイルス感染症、それから災害対応なども含めて基礎自治体の仕事というのはどんどん膨らんできております。その中で、町の職員非常によく頑張っておりますので、町長のいろんな具体的な指示も含め、基礎的な仕事も含めて、きちんと、負担感なく意欲を持って職員が取り組めるように、我々管理職も含めて一緒に頑張っていきたいと思っております。

○議長（桑原） 玉川議員。

○3番（玉川） 副町長に丁寧に御説明いただきまして、今の体制が分かりました。人員を削減して、今足りない状況で運用されているということは、副町長も今お話いただきましたように、そういうことが現状じゃないかなというふうに思います。そして、休職者の問題、多数出ておりますので、そのフォローも含めて人材の増加というのが課題となってくるのではないのかなというふうに思っております。ほかの議員さんの御質問に対しても採用の面で頑張っておられるということは聞いておりますが、人員をこれから先、更に増加されていって、各職員さんの負担が少なくなるような取組はなされるのでしょうか。

○議長（桑原） 副町長。

○副町長（山崎） 現在、来年度に向けて、今年度の採用試験の募集をかけておりまして、応募の方、かなり集まっております。この採用人員の計画につきましても、例年よりも少し多めに採用したいと。職種に関しても、先ほどちょっと別の議員の御質問にもありました土木技師、建築技師も含め、それと、技師に関して、専門職で言えば社会福祉士、保健師の採用も考えております。それからもう一つ申し上げますと、身体障がい者の採用試験も、身体障がい者に限らずですけれども、障がい者枠での採用試験もこれは秋にま

た別途検討しております。やはり、新庁舎ができて、環境も変わりますので、職員が今まで以上に気持ち良く意欲を持って仕事に臨めるように、環境改善と必要な人員の補充ということも併せてやっていきたいと思っております。

○議長（桑原）玉川議員。

○3番（玉川）今のお話を聞いて安心しました。これから、職員の増があり、職員の皆様がもっと働きやすくなり、より良い行政になるように祈念いたしまして、質問を終わります。

○議長（桑原）本日の議事日程は終了する見込みはございません。したがって、会議規則第23条第2項の規定により、これにて延会したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することと決めます。

なお、明日も午前9時から本会議を開会いたしますので御参集くださいますよう、お願い申し上げます。本日は大変御苦勞様でした。

午後4時23分 延会